

地名散歩

第146回 味噌からニンニクまで—調味料の地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

金沢城から北東へ歩いていたら、味噌蔵町^{みそぐらちょう}という交差点名を見つけた。大通りが屈曲しながら坂を降りていくあたりで、現在は兼六元町^{けんろくもとまち}と称する区域だが、かつては味噌蔵町上中町・同下中町・同東丁など「味噌蔵」の町名が並んでいた。現在の兼六小学校の校地もかつての味噌蔵町小学校である。地名の由来は加賀藩3代藩主・前田利常の頃に藩の味噌を貯える蔵があったことによるという。元和年間(1615～24)までは味噌蔵があったが、後に侍屋敷となった。江戸期には「味噌蔵町のあれ鐘」と呼ばれる一種の天気予報があり、城の甚右衛門坂上の時鐘が味噌蔵町まで聞こえたときには必ず天気が荒れたという。前線が発達した際の大気の温度差の関係であろう。

金沢旧市街の味噌蔵町は町名としては昭和45年(1970)までに消えたが、味噌のつく地

名で現役は少ない。そのひとつが佐渡市相川味噌屋町^{みそやまち}で、江戸時代からの由緒ある地名。慶長年間頃に味噌屋が軒を連ねたことに由来するというのが、軒を連ねるほど味噌屋があったとは驚きだ。金山で賑わった当時の相川の殷賑^{いんしん}がしのばれる。

ここは半世紀ほども日本唯一の「味噌地名」であったが、実は前述の金沢市ではつい最近になって復活した。同市では高度成長期に統廃合した地名を元に戻す政策を進めており、城下ではないが海沿いの金石地区^{かないわ}で昭和43年(1968)以来「金石西」となっていた一部が金石味噌屋町として平成30年(2018)11月1日に復活したのである。そろそろ城下の味噌蔵町各町も期待できそうだ。

味噌とくれば日本の調味料なら醤油と塩であるが、醤油のつく地名はすべての大字を網



金沢城下町にあった味噌蔵町各町。江戸初期まで存在した味噌蔵に由来するという。市電(北陸鉄道金沢市内線)も健在だった。福音館書店「金沢市街地図」昭和34年(1959)



旧四谷区の塩町(左下)と本村町(左側)、七軒町が昭和18年(1943)に合併して現在の本塩町となった。上部は陸軍士官学校。1:10,000「四谷」大正14年(1925)部分修正

羅する『角川日本地名大辞典』では1件もなく、小字まで範囲を広げればあるかもしれないが、同辞典でただ1か所だけ載っているのが江戸の醬河岸である。漢和辞典の新版『漢語林』によれば、醬という字は「麦・米・豆などを発酵させ塩をまぜた食品」を指すのだそう、将の字は「ひきたてる」の意。読み方は「あえもの」「あいもの」どちらでも通用したようで、北陸に特徴的な地名である「四十物町」と同様に鮮魚と干物の間のものを指したから、それらを扱う河岸だったのだろうか。現在の東京都中央区日本橋小舟町にあった西堀留川の東側に面していたという。昭和3年(1928)に埋め立てられたこの運河は日本橋川から引き込まれており、その入口にあった荒布橋もそれを機に廃止されている。荒布はコンブ目の海藻で煮物などにもするから、日本橋の魚河岸にも近いことだし、このあたりに似合う橋名だった。

塩のつく地名は多い。現役の塩町を「地理院地図」で検索するだけで、新潟県村上市から宮崎県串間市まで各地に分布していることがわかる。かつては東京にもいくつか塩町が存在したが、現存するのは新宿区四谷本塩町のみだ。中央線の車窓から看板がよく見える雪印メグミルクの本社所在地である。ただし冠された「本」は本家本元の意味ではなく、意外にも本村町と塩町一丁目、七軒町が昭和18年(1943)に合併した際の合成地名だ。ちなみに塩町二・三丁目は一丁目からだいぶ離れた現在の東京メトロ丸の内線四谷三丁目駅付近で、かつての電停名はここが塩町と称していた。こちらも同年に四谷三・四丁目となって現在に至る。全国の塩町の由来をざっと調べてみると、おおむね塩問屋や塩商人にちなむようだ。

砂糖のつく地名はきわめて珍しい。私の調べたところでは全国で1か所だけで、秋田県由利本荘市の砂糖畑。かつては本荘市出戸町

字砂糖畑という小字名で、地名事典にも由来はなかなか載っていない。想像するにサトウバタケという音に当て字一たとえば里の端を意味する「サトバタ」が転じた、とか。

滋賀県長浜市には酢という地名がある。合戦で有名な姉川の北岸にあり、かつて月刊『旅』の連載で実際に訪れ、地元の人に聞いて回った。このあたりは酢村(現酢)の他にも五村(現五村)とか田村(現田町)など、なぜか1音節の村が目立つという話は聞いたが、肝心の酢の由来はわからない。酢を売っている酒屋さんにも話を聞いたが不明だった。『日本歴史地名大系』(平凡社)によれば、かつては須村とも記し、寺のあった場所を寸堂と称したというから、まったくの当て字かもしれない。「須」の字は須賀の地名に見られるように砂地を表わすことがあり、姉川は砂が多く堆積して河床が高い「天井川」なのでその可能性はありそうだ。

ニンニクの地名も少ないが存在する。奈良市の三笠山のずっと奥の方にある忍辱山町で、真言宗御室派の円成寺が忍辱山の山号をもつ。同寺のサイトによれば「忍辱」は修行すべき6つの徳目を表わし、「いかなる身心の苦悩をも耐え忍ぶということ」という。調味料として用いるニンニクも漢字で書けば忍辱または大蒜だが、北海道函館市と七飯町の境には蒜沢川が流れている。ギョウジャニンニクが自生していることから名付けられたそうだ。

山形県酒田市には山椒小路という旧町名もある。昭和42年(1967)に本町二丁目の一部となって消えたが、『日本歴史地名大系』によれば「船宿など川船にかかわる者が住んだ」とあり、なぜ山椒なのかはわからない。近隣には染屋小路、稲荷小路、肴町などがあったから商売関係だろうか。たとえ由来不明であっても、地名の多様性に貢献する「隠し味」である。大切に保存してほしいものだ。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 808
2024 May



表紙写真
「鯉よ来い」

第38回写真コンクール入選
重田 朗子(家族)●山口会

山口県光市の虹ヶ浜で毎年開催される「虹の鯉のぼりプロジェクト」に子供と行った時の写真です。
いつもは空高く泳いでいる鯉のぼりを間近でたくさん見ることができて、子供たちもとても喜んでいました。

- 地名散歩 今尾 恵介
- 03 令和5年度土地家屋調査士試験の傾向と分析
東京法経学院 アガルートアカデミー LEC東京リーガルマインド
- 08 令和5年度土地家屋調査士試験合格体験記
- 10 東京土地家屋調査士会 境界紛争解決センター
設立20周年記念シンポジウム
東京土地家屋調査士会 境界紛争解決センター センター長 味田 昌也
- 13 「地図データ取扱いの理解～第一歩編～」 研修会開催報告
東京土地家屋調査士会 研修部研修委員会 委員 平林 由佳
- 15 続続!! 愛しき我が会、我が地元 Vol.123
宮崎会/長野会
- 18 土地家屋調査士新人研修修了者
- 21 令和5年度土地家屋調査士新人研修について
- 24 eラーニングコンテンツ公開のお知らせ
- 25 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信
- 27 会務日誌
- 29 各土地家屋調査士会へ発信した主な文書
- 30 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 31 お知らせ
セコムパスポート for G-ID
土地家屋調査士電子証明書の発行について
- 33 日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム
調査士カルテMap
- 34 ちょうさし俳壇 第468回
- 35 人事異動 法務局・地方法務局
- 36 国民年金基金
- 37 ネットワーク50
神奈川会
- 39 編集後記



令和5年度土地家屋調査士試験の傾向と分析

令和6年2月16日に令和5年度土地家屋調査士試験の最終合格者が発表されました。受験者数4,429人、うち合格者数428人(男373人・87.1% 女55人・12.9%)という結果でした。受験者数こそ少ないものの、実は土地家屋調査士試験の受験数は最低数を記録した令和2年の3,785名から年々増加しています。「受験者数が年々減少している」と至るところで耳にしますが、生産年齢人口の右肩下がり傾向と反比例して「年々微増している」というのが事実なのです。もちろんこの数字を単に眺めているわけではありません。連合会としては受験専門校との連携を深めつつ、魅力ある資格を多くの方に伝える企画を考えています。

今月号ではその企画の第一弾として、土地家屋調査士国家試験の受験専門校である三校に依頼して、令和5年度の試験内容を振り返り、試験問題の傾向や講評をお願いすることにしました。土地家屋調査士自らが自身の資格試験を勤める際に、通常業務の魅力やポイントを伝えることと並べて、今の資格試験では何が求められているのかも、ご理解いただけるのではないのでしょうか。

令和5年度 土地家屋調査士筆記試験 記述式問題のポイント

東京法経学院専任講師 山井 由典

【全体的な印象】

令和5年度の記述式問題の内訳は、大きく分けて土地1問及び建物1問となっており、出題の形式も、例年と同じで目立った変更はなかった。

昨年度から、いわゆる「文章問題」に関しては、土地、建物ともに小問で2問出題されることとなり、今年度、それが1問に戻るのか引続き2問分問うのか、個人的にも注目していたが、ふたを開けてみれば、それが踏襲される結果となった。その内容は、不動産登記法令の条文を単に虫食いにして出題するものにとどまらず、例えば、土地の問1では、地積測量図の意義と登記所に備え付けられた地積測量図の成果から筆界点を判断させるものや、建物の問1では、2個の区分建物を1個の非区分建物とするための登記手続を他の登記手続の比較において判断させるものなど、条文の知識を直接聞くものから、申請すべき内容の理解を問う方向へのシフトが見られる。もっとも、それらの論点は、過去の問題でも問われているので(地積測量図の成果から筆界点を判断させるものとしては、平成12年度第16問の問1など)、「文章問題」の難易度が上昇したとはいえないであろう。

昨年度と同様、今年度も、依頼者からの依頼内容(土地であれば【土地家屋調査士の聴取結果の概要】、建物であれば【事実関係】)を、民法や区分所有法の実体法規を踏まえて、適切に、かつ、迅速に判断し、登記手続に反映させるスキルが要求されているとい

えよう。民法や区分所有法の実体法規との関連でいえば、例えば、売買契約にせよ、単に「令和〇年〇月〇日、AがBに土地の一部を売買した。」との平面的な事実関係だけでなく、どのような特約のもとに売買契約がなされたのか、そして、その特約が付されていることにより、登記手続がどう影響を受けるのか、といった立体的な思考が要求されている。

今年度の記述式問題の全体的な難易度は、土地の問題が数件申請であって、登記の目的・順序を決定するのに多少の時間を要すること及び区分合併の登記申請書の作成に習熟していない受験生が少なくないことなどを考慮すると、昨年よりも若干難しくなったとの印象を受ける。

【第21問】土地分筆登記、土地地目変更・合筆登記

土地の出題は、同一の所有者に属する甲土地と乙土地があって、乙土地(宅地)が借地権の目的とされていたところ、その一部と甲土地(雑種地)を隣接所有者が買い受け、乙土地の別個の部分を買地人が買い受けたことによる、乙土地の分筆の登記の申請と、甲土地の地目変更及び甲土地と分筆後の乙土地の合筆の登記の申請に関するものである。地目変更と合筆の登記という表題部の変更又は更正の登記と形成的な登記の一の申請情報による申請は、平成29年度の地積の更正の登記と分筆の登記以来の出題である。

問1は、地積測量図の意義と筆界点の判断に関す

る穴埋め問題である。(ア)の語句が基本すぎてかえって正答できない方もいたかもしれない。(ウ)及び(エ)は、2点の座標値から点間距離を求め、地積測量図の成果と照合することにより、容易に判断がつくものと思われる。

問2は、筆界点の座標値を算出させるものであり、求点の個数は2点(B点とH点)であった。昨年度も解答する座標値の点数こそ2点ではあったものの、その前に他の1点の座標値を算出する必要があったため、実質的には3点であった。また、2点の座標値は交点計算で求めることになるが、H点は、X軸に平行な線とY軸に平行な線との交点であるため、実質的には、計算することなく数値を導くことができる。したがって、座標値算出の負担は著しく軽減された反面、ここでの計算違いは、致命傷となろう。

問3は、分筆の登記の申請において、添付情報として提供する地積測量図の作成である。なお、(注)7に忠実に従うならば、西側部分とそれ以外の部分とに分筆する登記(2筆に分筆する登記)をすることになる。しかし、仮に、2筆に分筆した場合、問4では、地目の変更の登記と分合筆の登記を一の申請情報で申請しなければならないこととなって、疑義が出てきてしまうため(具体的な内容は、本試験の解説を参照していただきたい)、西側部分の土地、斜線部分の土地、それ以外の土地の3区画に分筆する登記をするものとして、地積測量図を作成するのが相当である。したがって、新地番は、「1番4」、「1番5」と付すことになる。

問4は、甲土地の地目の変更の登記、甲土地と分筆した斜線部分の土地の合筆の登記の申請書の作成である。地目が相互に異なる土地の合筆の登記は申請することができないから、まず、甲土地の地目を宅地に変更する登記を申請する必要がある。甲土地の地目を宅地へ変更することによって、地積の表示に1㎡未満の端数を付すこととなるが、これは、地目の変更による当然の変動であって、地積に変更があったわけではないから、登記の目的に「地積変更

登記」を含めてはならない。

問5は、登記官の職権による分筆又は合筆の登記の手續に関するものである。法39条3項の内容を知っていれば難なく解けるであろう。原則として、分筆又は合筆の登記は、登記官の職権による登記の対象外であるが、法39条3項はその例外に該当する。

【第22問】区分建物表題部変更・区分合併登記

建物の出題は、区分建物表題部変更・区分合併登記に関するものである。表題部の登記事項の変更の登記と形式的登記を一の申請情報で申請するパターンは、平成26年度の建物の表題部の変更の登記と附属合併の登記の申請以来9年ぶりである。

平成30年以降、1年ごとに非区分建物⇒区分建物の順序で出題されており、今年も順当?に、区分建物からの出題であった。

問1は、本件で2個の区分建物を1個の非区分建物とするための登記手續の説明である。区分建物の一部を増築したことや、障壁の間に木製扉を設置しただけでは、区分建物の独立性には何ら消長を来たさないこと、建物が合体した場合との異同、区分合併の形態で申請するときの建物の合併の登記の制限事由などの理解が問われている。

問2は、区分建物表題部変更・区分合併登記の申請書の作成である。原因及びその日付欄の記載の出来で、差がつくのではないかと予想する。

問3は、問2の登記申請書に添付する建物図面及び各階平面図の作成である。昨年と同様、建物図面の距離は、小数点以下第1位までを記載させるものであり、この傾向は、来年度以降も続くと思われる。なお、屋根裏部屋は、天井の高さが1.5m未満のため、階数及び床面積に算入してはならない。

問4は、分離処分可能規約を設定したことを証する情報の提供に関する問題である。同一の論点は、平成27年第22問の問1において文章問題(文章を書かせる問題)として既に問われている。

土地家屋調査士試験は次なるステージに

アガルートアカデミー専任講師 中山 祐介

1. はじめに

土地家屋調査士試験には、確かな傾向があります。そして、この傾向は今、大きく変化しています。

そこで、傾向について択一式と記述式に分けて論じ、合わせて総合的な分析をおこなうことで、土地家屋調査士試験に安定的に合格するための方法を模索します。

2. 択一式の傾向

まず、択一式ですが、過去問が重要であるという傾向は一貫しています。

択一式の基準点については、難易度に関係なく、記述式の採点がされる2,000人程度が通過するよう設定されますが、すべての問題のすべての肢を分析したところ、過去問で出題された論点を正解することで、記述式の基準点を加えると合格点に極めて近い得点が得られる傾向があります。

令和5年度土地家屋調査士試験も例外ではなく、過去問で出題された論点を正解することで、20問中17問(42.5点)を正解することができます。次の表は、令和5年度の全問各肢について、平成17年度以降の過去問との関連性を示したものです。

とは言え、過去問で出題された論点と、そうでない論点を現場で見極めるのは容易ではなく、単に過去問の正誤が分かるだけでなく、過去問で出題された論点を理解している必要があります。これを実現するためには、過去問を繰り返すのみならず、テキストで体系的に知識を整理する学習が求められます。

突飛な出題はありませんので、過去問を基盤とした体系的な学習ができていれば、択一式では満点を取ることも十分可能です。

3. 記述式の傾向

次に、記述式ですが、こちらは傾向に大きな変化が見られます。タイトルにあるように、土地家屋調査士試験が次なるステージに移行したと言っても過言ではないでしょう。この傾向の変化を十分に理解した上で対策をとる必要があります。

特に、記述式を難しくする要因が変化しています。高度な作図から、高度な計算に傾向が移り、近年では高度な読解へと傾向が劇的に変化しています。全体的な計算量が減少する一方で、長文の複雑な事件

表 択一式問題の過去問との関連性

問	分析された関連性
1	過去問の知識で解ける
2	アイエオを軸に正解できる
3	ウエオを軸に正解できる
4	アウエオを軸に正解できる
5	過去問の知識で解ける
6	難しい
7	過去問の知識で解ける
8	過去問の知識で解ける
9	過去問の知識で解ける
10	過去問の知識で解ける
11	アイオを軸に正解できる
12	アイウエを軸に正解できる
13	アウエオを軸に正解できる
14	過去問の知識で解ける
15	過去問の知識で解ける
16	過去問の知識で解ける
17	過去問の知識で解ける
18	難しい
19	難しい
20	過去問の知識で解ける

における問題を把握し、適切な登記を申請する力が求められています。令和5年度では、第21問(土地)と第22問(建物)のどちらにも出題されている小問1がもっとも特徴的です。

第21問(土地)の小問1では、基本的な地積測量図に関する知識の穴埋めからはじまり、従来であれば問題を解いていく過程で判断させていた論点(筆界点の判断)を解答させます。また、第22問(建物)の小問1では、本件で申請すべき登記とその理由を解答させます。いずれも、いわゆる「大枠」の理解を問う問題でした。土地家屋調査士試験は減点方式で採点されるため、大枠とそれ以外のコントラストを強めるための出題です。これら小問1を正解するためには、論点の理解が不可欠です。単に知識を持っ

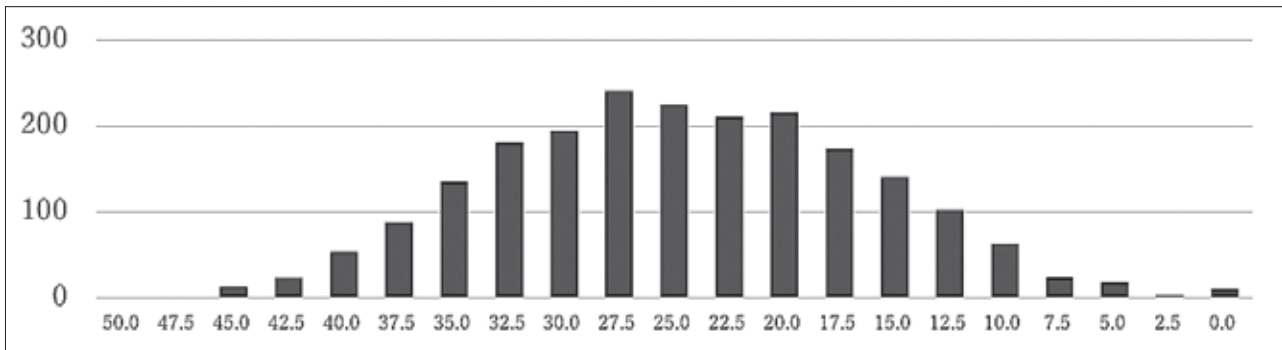


図 記述式問題の得点の分布

ている、知っているだけでは高得点を取ることができず、それを理解して使いこなす力が求められます。

上の図は、令和5年度の記述式の得点の分布を示したものです。

50点満点中、最頻値は27.5点、中央値は25.0点、平均点は23.7点であり、例年と比較して、低い点数に分布が集中しました。多くの開示請求答案を分析していますが、これは、令和5年度の事件が複雑だったために、「時間が足りずに満足に解答できなかったケース」と「解答できたもののミスが重なったケース」が大きく重なったことが主な要因です。土地家屋調査士試験は相対評価の試験であるため、これにより、基準点が29.0点となり、平成24年度以来の低いものとなりました。

4. 総合的な分析

最後に、試験全体の総合的な分析についてです。土地家屋調査士試験では、択一式と記述式を150分の解答時間の枠内で解くため、作戦的な偏重とバランスが求められます。

択一式は、過去問を中心とした知識の枠組みの中で、体系的に知識を理解することで、記述式の基準点を合わせると合格点に届く点数を取ることが肝要です。これは合格を勝ち取るための現実的な対策です。重要なのは、「自分しか解けない問題を解ける人」が合格するのではなく、「基礎とも言える多くの人が間違えない問題を現場で解ける人」が合格するということです。一見基礎的な誰でも解けそうな問題を、確実かつ迅速に解答できる力を養います。これが、続く記述式で生きてきます。

記述式は、正確に大枠を掴んだ後に内部を精査し

ていきます。大枠を逃すいわゆる「枠ずれ」には最大の注意が必要です。そして、複雑化する事件の中で正しく大枠を掴むためには、読解力が求められます。読解力の礎は基礎にあります。そして、焦らないための一定の時間も必要です。択一式で稼いだ時間を使い、答案構成用紙を活用するなどして、解答する前に、問題を読みながら大枠を読み解く力が求められます。

5. おわりに

以上から、択一式と記述式に共通するものは、「時間」と「基礎」です。そして、「時間」と「基礎」は密接に関連しています。

合格には様々なアプローチがありますが、土地家屋調査士試験に安定的に合格するためには、択一式で十分な点数を取りつつ、記述式に時間を与えることであり、基礎を固めることが重要です。ここでいう基礎とは、過去問を基盤とした体系的な知識を言います。基礎をしっかりと固めることで、正しい知識を早く引き出して使えるようになります。これこそが、土地家屋調査士試験に安定的に合格するために必要な能力です。

土地家屋調査士試験の傾向が大きく変化していますが、相対評価の試験であることを忘れないようにしましょう。当たり前ですが、問題が難しければ、各基準点と合格点が下がります。問題が簡単であれば、各基準点と合格点が上がります。受験生全体の点数の浮き沈みの中、合格を勝ち取る上位に食い込むためには、正しい知識を早く引き出せる学習が求められることは、これまでもこれからも変わらない土地家屋調査士試験の特徴と言えるでしょう。

令和5年度土地家屋調査士試験の概要と出題の傾向

LEC東京リーガルマインド講師 松本 智宏

[最終結果]

令和5年度土地家屋調査士試験は、出願者数5,417名、受験者数4,429名と昨年令和4年度から微増(出願者数+17名、受験者数+25名)でした。一方で、午前の部の受験者数は197名と昨年令和4年度から増加(受験者数+41名)しました。これは、土地家屋調査士試験は測量士、測量士補、1級建築士、2級建築士となる資格を取得することで午前の部の試験を免除する受験者が多いところ、そのうちの測量士補試験について令和5年度の合格率及び合格者数が昨年令和4年度に比べ低下したことに起因しているものと考えられます。しかしながら、午前の部から通して受験された受験生の最終合格者数は2名であり、昨年令和4年度とほぼ変わらない結果(-2名)となりました。そのため、今後においても土地家屋調査士試験を合格するには、上記いずれかの資格を取得することで午前の部の試験を免除することが王道になるものと考えられます。

午後の部の試験では、多肢択一式問題及び記述式問題いずれについても昨年令和4年度土地家屋調査士試験より難化傾向が見られました。

[多肢択一式問題について]

多肢択一式問題においては、過去に出題実績のない論点からの出題のほか、条文の正確な知識を問う出題や各種先例又は通達からの出題もあり、より幅広く正確な知識が求められていました。基準点は35.0点(14問)でしたが、合格するためには少なくとも40.0点(16問)以上を正解するのが望ましかったものと考えられます。これは、受験生の正答率がおよそ70%を超える出題を正解することができれば十分に到達することが可能でありました(弊社択一成績診断の結果による)。一方で、難易度の高い出題においては受験生の正答率もあまり高くないことから、今後においても多肢択一式問題の合否を分ける根幹をなす出題は、過去に出題実績のある論点が中心になってくるものと考えられます。

[記述式問題について]

記述式問題では、例年通り第21問では土地について、第22問では建物について出題がなされましたが、いずれも9ページにわたる出題であり、長文化が顕著に現れていました。また、その内容も問題作成者の意図を汲み取らなければならないような出題であったほか、過去に出題実績もなく、法令や先例等に記載例のない登記申請書を作成させるといった出題であり、単純な知識頼りではない状況に応じた理解に基づく解答が求められていました。この結果、

受験生の多くが問題文の読み取りに時間を要し、また、解答を一本化するという非常に苦勞したものと考えられます。基準点は29.0点であり、記述式問題の基準点が20点台となるのは平成24年度以来でした。問題文の読み取りや申請書の作成の難化については、近年の受験生の知識水準が上昇していることから、それ以外の要素により差別化を図っているものと推測でき、今後においてもこの傾向は続いていくものと考えられます。一方で、いわゆる計算問題については、令和5年度の本試験をはじめ、ここ数年の本試験では高度な数学的知識を必要とする出題は減少傾向にあります。今後もこの傾向が続いていくとしますと、数学があまり得意ではないという受験生も十分に合格することが可能であると考えられます。

[本試験を振り返って]

以上が令和5年度土地家屋調査士試験の概要及び近年の本試験における傾向ですが、正直に申し上げると、上記のように令和5年度土地家屋調査士試験の出題についてはかなり考えさせられる点があったのは否定できません。特に、

- ・問題文の読み取り方によっては解答すべき内容が異なってしまい、その全てが必ずしも誤りであるとは言い切れないこと
- ・問題作成者の意図している登記申請書の作成例がその根拠に乏しいこと

これらは多くの受験生が頭を悩ませたものと思われま。一方で、本内容を執筆時点における所感ですが、令和5年度土地家屋調査士試験においては、例年に比べ図面の作成についての配点が少なく、逆にいわゆる穴埋め問題についての配点が多いように見受けられます。これは、上記のように解答を一本化することが難しかったことに起因しているものと考えられますが、結果として、色々と疑問に思いながらも、確実に正解すべき箇所についてはしっかりと解答し、それ以外の部分については、どこかで割り切って最後まで解答を作成した受験生が合格を掴み取っている印象を受けました。令和6年度以降の土地家屋調査士試験においてどのような採点となるかは不明ですが、合格するための答案を作成するためには上記のような考え方が重要であることは変わらないでしょう。このことから、知識のほか様々な問題に対応する力を養うため、弊社をはじめとする各予備校の答練や模試を受験することは非常に有益であると考えられますので、本試験の受験を予定されている方はぜひ検討していただきたいと思います。

令和5年度土地家屋調査士試験合格体験記

前段で特集した「令和5年度の土地家屋調査士試験の傾向と分析」とともに、難易度が高いと評価された令和5年度土地家屋調査士試験に見事合格された方々の体験記をお寄せいただきました。原稿募集のタイミングにより、土地家屋調査士の補助者ののみのご紹介となりますが、土地家屋調査士への憧れと試験対策の厳しさを生々しく書いていただきました。ありがとうございます。今後は私たち土地家屋調査士の仲間として各地でご活躍されることを期待しております。

最短合格マインド

奥山 三楠子（現 東京会会員、奥山土地家屋調査士法人社員）



私が土地家屋調査士試験を受験した理由は、婚家の家業が土地家屋調査士であり、私自身も夫の家族が運営している土地家屋調査士事務所の手伝いを始めたことがきっかけでした。最初の主な仕事内容は、書類作成等デスクワークが中心でしたが、今後のことを考えた時に、自分自身もスキルを身に付けたいと思い土地家屋調査士の受験を決めました。

土地家屋調査士の試験を受けるためには、測量士補試験の取得が必須だと知ると、全く知識のない分野の試験を2つも…と気が滅入り、とにかく早く試験勉強期間を抜け出したいという気持ちが強くなりました。そこで勉強期間を測量士補に1年、土地家屋調査士試験に1年を費やし、最短2年で合格するという目標を立てました。この目標は、有識者からすれば少々無謀に思うかもしれませんが、私の場合は知識がゼロだったからこそ、この目標を達成できると信じていました。

私が試験に最短で合格する為に一番重要視した事は、「どのように勉強時間を確保するか」です。土地家屋調査士の試験に合格するために必要な勉強時間は、約1,000時間必要だといわれています。仮に休日だけ8時間勉強したとしても、1年で合格するには勉強時間が足りません。そこで、いかに平日に勉強時間を組み込むかが勝負となりました。幸いにも私の職場は温かく、自分の仕事をクリアすれば、残り時間はいくらでも試験勉強に充てて良いという環境でした。その為、自分の仕事の時間管理を徹底し、一番脳が活発な午前中3時間は、予備校のVOD講義視聴や過去問を積極的に取り入れました。

土地家屋調査士の試験勉強は、専門用語の多さにかなり苦戦し、教科書を読み切るのに半年も費やし、結局合格するまでに2年かかりましたが、知識の習得期間ということも含め大切な期間であり、実力に対して十分最短合格であったと思えます。私の場合、実務はほぼ未経験といっても過言ではありません。資格取得がスタートだと思いますので、周りの人々の支えにより合格できた事に感謝し、今後精進してまいります。

一念通天

黒岩 龍（現 長野会会員）



私が土地家屋調査士試験に挑戦したいと考えたのは、独立・開業への憧れと、前職で住宅メーカーの営業職をしていた経験を活かしたい思いから、土地家屋調査士試験への挑戦を決めました。

文系出身の私にとって、測量士補試験で必要となる数学知識は鬼門かと思われましたが、一度解けると楽しく、案外数学は楽しいものだと感じることもできました。学習の楽しさを感じつつ、無事に独学で測量士補試験合格を勝ち取り、そのままの勢いで土地家屋調査士試験に本格的に着手しようと意気込みました。ところが、すぐに難易度の違いを痛感し、予備校を利用することにしました。予備校はアガルートを利用しましたが、良い選択だったと感じています。

今回は2回目の受験でしたが、初回の反省を活かして申請書例の練習と、本番で焦らないように時間を意識した練習を繰り返し、これ以上ないと思える状態で臨みました。いざ蓋を開けると、問22の建物の問題では、練習したことのない申請書を書かなくてはならず、また問21の土地の問題では、登記の目的が予備校でも意見が分かれる難問に直面し、改めて一筋縄ではいかない試験だと痛感しました。

建物→土地の順で回答しましたが、土地の座標値が出せず、解答用紙は白紙のまま時計を見ると残り時間が30分を切っていました。土地家屋調査士試験を乗り越えてこられた先輩方には、これが如何に絶望的な状況かご理解頂けるかと思います。「あんなに練習したのに」と絶望しかけたのですが、私の帰りを待っていてくれる妻と子の顔がふと浮かびました。せめて「全力は出した」と言えるようにしたいと思い、書ける解答を時間いっぱい書き殴りました。結果、運よく合格することができましたが、しばらく信じられませんでした。支えてくれた妻と、実務での学びを与えてくださった先生、予備校講師の皆様には本当に感謝しております。

これからも学びを忘れず、国民生活の安定と向上に寄与できるよう努めて参りたいと思います。

悩める補助者

荻野 亮太（現 兵庫会会員補助者）



私は30歳を機に土地家屋調査士試験への挑戦を決意し、資格勉強を始めました。それまでも何度か資格勉強に挑戦してみようと思いましたが、続ける事ができませんでした。このままではいつになっても自立することができないと思い、私が勉強を続けられない理由を模索していたところ、仕事と勉強を両立させることが不得意な性格だと気がつきました。仕事が終わってから家で勉強しようと参考書を開きますが、疲れが溜まっている時間なので、集中力が持ちません。だらだらと続けることも苦手なので、1週間もすればそもそも参考書を開くことすらなくなってしまいます。こんな調子で続けていても無駄だと思い、あえて自分を追い込むために、生活がギリギリとなる週2日だけ勤務し、残りの日のほとんどを勉強に費やす作戦を思いつきました。何度も頭の中でシミュレーションを繰り返し、これならやり切れると自分を信じ込ませました。しかし、この勉強方法は生活に支障が出るところか、仕事や事務所にも迷惑を掛けてしまいます。無理を承知の上で先生に相談をしたところ、「事務所のことは気にせんでええから、自分がやれると思うならやってみろ」と、快く受け入れてくれました。この言葉をいただいた事で、合格までやりきることを誓いました。それからは、勉強に対する意欲が強くなり、着々と知識を高める事ができ、無事合格することができました。土地家屋調査士試験は、難易度が高いため、様々な悩みを抱えて踏みとどまっている補助者の方が多いかと思われるます。土地家屋調査士試験の性質上、仕事をこなしながら挑戦することとなるので、家族より長い時間共にしている先生方のサポートがあってこそこの試験だと感じました。もし私が補助者を雇う立場になったら、この経験を活かして、後世に繋げて行けるような土地家屋調査士になりたいと考えております。まだまだ至らないところが多いですが、ご指導ご教授のほど、よろしくお願いいたします。

合格できた理由

櫻井 天祐（現 熊本会会員）



私は、父と祖父が土地家屋調査士の家庭で育ちました。幼い頃から土地家屋調査士の先生方が身近にいる環境で育ったものの、学校の先生に、父の職業を聞かれても、しっかり答えられたことはありませんでした。そんな私がまず就いたのは警察官でした。中学、高校とラグビーをしてきたので、それを活かせる職業ということ、そして、自営業の辛さを父の話や肌で感じていたからです。しかし、自分の気持ちの中に、土地家屋調査士に対して、何か、憧れみたいなものがありました。仕事内容は全く分かりませんでしたが、父の稼ぎだけで家族を養っていることを考えたときに、純粋に格好よく思えました。また、自営業は自分の性格にもあっていると思い、土地家屋調査士を目指すことに決めました。私は、試験に3回目で合格することができましたが、それは周りの沢山の人の支えがあったことだと痛感しており、本当に感謝しかありません。特に大きかったのは、勉強仲間存在です。2回目の試験を受ける年から、他の土地家屋調査士事務所の補助者と集まり、毎日、仕事終わりに勉強会を夜中までやっていました。休日でも事務所を借りて集まり、時にはみんなで釣りに行ったり、気分転換をしたりしながら、慣れない勉強を毎日続けました。1人では、辛い時間になっていたはずですが、みんなで問題を出し合い、考えながらやる勉強は楽しく、集まる時間が楽しみになっていました。勉強会をやり始めて1年目で、一緒に勉強していた先輩が合格しました。私は合格できませんでしたが、土地家屋調査士になったことで、人生が変わったように見える先輩の存在は、益々やる気に繋がりました。これからは、これまでの勉強仲間や家族など、支えてもらった沢山の方に感謝の気持ちを忘れず、土地家屋調査士として地域の役に立つよう、誠実に仕事をしていきたいです。

東京土地家屋調査士会 境界紛争解決センター 設立 20 周年記念シンポジウム

東京土地家屋調査士会 境界紛争解決センター
センター長 味田 昌也

ご挨拶

令和6年2月22日(木)東京、神保町の出版クラブホールにおきまして、東京土地家屋調査士会 境界紛争解決センター設立20周年記念シンポジウムが開催されました。

当日は、公私ともに大変お忙しい中、当センターの20周年シンポジウムにご参加いただき誠にありがとうございます。

東京法務局から、民事行政部不動産登記部門 大宮総括表示登記専門官様、日調連岡田会長様、各行政機関の方々、弁護士関係の先生方、そして全国の土地家屋調査士、境界センター関係者の皆様方、ご参加誠にありがとうございました。この場をお借りしてあらためてお礼を申し上げます。参加人数はシンポジウム約110名、懇親会は約70名となり、盛況に開催することができました。

1. シンポジウム開催に至るまでの経過

東京土地家屋調査士会の境界紛争解決センターは、早いもので、令和5年度に20周年を迎えることとなりました。過去をひもとくと、20年前のセンター設立総会には、何と、当時の法務大臣が出席されて盛大に開催されたようです。今回の来賓のご挨拶をお願いした、東京第二弁護士会の山崎司平先生には、センター設立に当たり、東京三弁護士会との調整、規約等調停のスタイル等、細かな事にも大変ご尽力いただきました。そして平成25年には、

設立10周年の記念シンポジウムを開催しました。平成30年には、調停の応諾率の向上を目的に運営推進委員を設置し、応諾推進活動を開始しました。

シンポジウムの開催に当たって、まずは実行委員会ということで運営委員は東京三弁護士会(東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会)から3名、土地家屋調査士会から私を入れて4名で開催に向けた協議がスタートしました。まずは会場の確保です。小木曾委員の紹介で、土地家屋調査士会館近くの神保町に出版クラブホールというシックな会場があるということで視察に訪れ、エスカレーターをあがると同時に面前に広がる一面木目を基調とした書棚をイメージした作りが迎えてくれました。この瞬間にこの会場で開催しようと即断いたしました。3階のメインホールも木目調で統一されており、会場の構成をあえて横の配置とすることで、講演者と近い位置で開催できるとイメージすることができました。

また何と云っても、このシンポジウムの開催の成功は、ひとえに、あの一橋大学の山本和彦先生に基



シンポジウムパンフレット



会場受付エントランス



シンポジウム会場

調講演の講師をお願いできたことによるものが大きいと思います。

山本先生は一般財団法人日本ODR協会の代表理事でもあり、同協会理事である斎藤輝夫運営委員(東京弁護士会)のご紹介により、講師をお願いすることができました。

山本和彦先生といえば、我々土地家屋調査士には、大変なじみの深い先生であります。

法務大臣認定土地家屋調査士になるための日調連が実施している特別研修の基礎研修において、民事訴訟法の講師を第1回から第18回(現在)までご担当されております。また、法制審議会仲裁法制部会において、部会長として要綱案をとりまとめ、令和5年の法改正(認証ADR機関の特定和解に対する執行力の付与)に至ったという経緯がございます。

2. シンポジウム当日の状況

第1部 基調講演「近年のADRの現状と展望」



基調講演
山本和彦先生

山本先生、基調講演ありがとうございました。

ADR法制の20年について、司法制度改革の議論の内容、平成16年のADR法の制定、ADR法の改正に向けての提言の話から、令和5年の法改正(認証ADRにおける特定和解に対する執行力の付与)、ADRの現状と課題について、そして将来に向けての展望、更なる制度改革の可能性、ODRの推進と人材育成、研修制度の充実、境界紛争に特化した境界ADR機関としての特殊性、専門性、今後の可能性等興味深いお話が多数ございました。

第2部 パネルディスカッション

「境界紛争解決のために ～申立事例からの考察～」

パネルディスカッションの構成については、まず、議論の対象とすべき、当センターの事例のうち調停の結果、和解に至った2つの事件について考察を行いました。

参加者は土地家屋調査士関係者のみではなく、行政機関の担当者、弁護士関係等、土地家屋調査士の業務、境界紛争等についても基礎的な知識からわかりやすいように解説も含め説明を心がけました。

・事例1

事例の概要説明のあと、筆界と所有権境界について土地家屋調査士の立場から小木曾委員より、現況の占有状況が相違しているケースはよくあり、公正な立場から関係者に理解を得ることの困難さ、得に時効取得が絡む事例においては慎重な対応が必要であり、境界センターを利用することで解決に向けての方向性が提示できるのではないかとの見解が示され、相手方への応諾推進活動については、応諾率の向上が今後の課題であることが説明されました。

弁護士の立場から斎藤弁護士より時効取得について、時効取得が論点となる場合において、代理人弁護士がついていない場合に公平性の観点から調停人はどのように対応すべきかの提言がありました。私見として、ADRの柔軟性、実質的な公平性から、時効取得の可能性について告知し事情を聞いたうえで、解決案を提示するケースもあるのではないかとの見解が示されました。また、弁護士会ADRセンターでの相手方の応諾状況と実態について説明がされました。(金融ADRと原発ADRには応諾義務がある。)

法学者の立場から、山本先生より、筆界と所有権界の相違について、一般の市民の方々には理解しにくい現状があり、時効取得の問題については、代理人弁護士がいない場合の実質的な公平性の確保について問題提起がなされました。また、応諾率の向上については、ADR関係機関全体の問題であるとし、当事者双方の自主的解決の意識を積極的に喚起することが有効ではないかとの提言がありました。(訴訟手続きに移行した場合の負担(時間と費用)将来の相続人に問題を残さない等)



パネルディスカッション

・事例2

事例の概要説明のあと、小木曾土地家屋調査士より、筆界特定後、センターに申し立てられた事例であり、法務局による公法上の境界である筆界が特定された後、現況の占有状況との相違がある場合、越境物の取り扱い、状況によっては時効取得に関わる側面もあり、境界センターでの和解合意にいたることができたことは大きいとされました。

斎藤弁護士より、筆界について先に結論を出し、所有権の範囲について境界ADRを利用して柔軟な解決が導き出された良い案件であり、和解内容について越境物の取り扱いに関しても、柔軟な解決を図ることができたが、撤去義務に関して、履行されない場合の課題は残るとされました。

山本先生からは、所有権界の前提として筆界があり、時効取得が問題となるにしても、起点となる筆界の認定が前提であり、本件のような処理が理想的な流れであり、いかに筆界特定とADRの連携を図っていくかが今後の課題であるとされました。また、越境物の取り扱いに関して、将来的な撤去についての規定(妥当な解決策)、将来に向けての合意については確実に履行されるということが和解の重要な要素であり、執行力の存在が和解にとって有益である場面は十分にありえるとの見解が示されました。

・境界センターの今後の課題

斎藤弁護士より、感情的対立がある場合が多く和解に導くためのスキルが重要であり、土地家屋調査士と弁護士との連携が重要であるとされました。当事者が遠隔地又は、期日によって出席できない状況も想定され、リモートでの参加等、ODRの活用が望まれるとされました。

山本先生からは、境界紛争におけるADRセンターの成功例を積極的に広報し、センターの利用促進に役立てていただくことを期待するとされました。鍵となるのは応諾率の向上であり現在の所有者間で紛争解決を図ることの重要性、裁判となった場合の不利益(時間・費用)についても正確に認識してもらうことが重要であるとされました。今回の法改正に基づく認証ADR機関の執行力の付与に関しては、認証ADR機関との情報交換も含め、積極的な議論を

期待するとされました。ODRについて積極的に活用し、利用率を高めセンターの活用が進んでいくことを期待するとされました。

まとめ

境界紛争の解決に特化したADR機関として、当事者の感情的対立に対していかに丁寧に向き合い、民事調停の中で和解に導くための手法について弁護士と土地家屋調査士の双方が理解し合い、連携を深めていくことが重要であると言えます。

解決委員(調停委員)のスキルの向上のために、各センターとも情報交換し、調停技法、心理学等の研修の機会を増やすことも重要です。

また、「境界センターをいかに一般の人に利用してもらおうか。利用しやすいセンターとはどうあるべきか? 鍵は調停の応諾率である。」と山本先生がお話されました。

境界紛争に関して、裁判以外の解決方法として選択してもらおう。知ってもらうことが重要であります。

そして、令和5年の法改正により、認証ADR機関の特定和解に対する執行力の付与がなされました。実際の運用がどのようになっていくのかは、今後の動向を注視していきたいと思えます。東京の境界センターは認証を取得していません。今までの経緯としては、規定上に仲裁判断ができることもあり、柔軟な対応、運営を行っているところであります。

様々な議論がござりますが、法的な執行力はなくとも、実質的な執行力を持たせることができるような和解契約書の提示や、期日の運用等で柔軟に対応していくことで、求められる紛争解決に結びつくのではないかと考えております。

また、ODRの活用については、今後ますます求められてまいります。実際の運用に当たっては、全国の境界センターとの協力が不可欠であり、今後も情報交換を含めて連携を深めていきたいと思えます。

今回の20周年の記念のシンポジウムの開催が、今後のADRセンターの更なる発展に向けての議論のきっかけとなることを望みます。ありがとうございました。

「地図データ取扱いの理解～第一歩編～」 研修会開催報告

東京土地家屋調査士会 研修部研修委員会 委員 平林 由佳



当日の会場の様子

登記所備付地図データが令和5年1月23日からG空間情報センターを介して一般公開されたことに基づき、「法務省が公開する地図XMLデータの取扱いについて(留意事項)」の発信が日本土地家屋調査士会連合会会長よりあったところですが、公開地図データの筆界の位置は現況と完全に一致するものとは限らず、業務上対応すべき変化を把握しておく必要があります。今回は、無償アプリケーションのインストール方法から、地図データの初歩的な利用方法を学ぶことを目的に、東京土地家屋調査士会の企画研修として令和6年3月11日(月)「法務省が公開している地図XMLデータの利用方法について」を開催いたしました。

この度、本誌に寄稿の機会をいただきましたので、拙稿ではありますが、ご一読いただけますと幸いです。

今回の企画研修の講師は、東京土地家屋調査士会足立支部の藤枝一郎会員にお引き受けいただきました。

当日、司会進行の阿藤研修委員より講師のプロフィールにつき、東京土地家屋調査士会登記基準点技術センター専門部会・地図対策専門部会、東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長、東京土地家屋調査士会理事を歴任、現在は日本土地家屋調査士会連合会理事として、実務では法務省不動産登記法第14条第1項地図の作成や地籍調査に精通している旨の紹介がありました。

講義は、会場モニターに映し出されたPDF及び講師が使用しているソフトを中心に、以下の項目に従って進められました。

【当日の研修項目】

- 1 はじめに
- 2 地図XML って？
- 3 いままでのこと
- 4 G空間情報センター
- 5 アプリケーションについて
- 6 地図データを使ってみよう
- 7 おわりに

1 はじめに

講師資料を以下に引用させていただきます。まず、地図XMLの初歩的なお話の研修となることを前置きした上で、『平成23年頃に初めて登記所備付地図作成作業の業務に従事した頃には、14条地図1項地図の納品時にマイラーと電子データで納品することになっていました。この頃は法務省形式のフォーマットであり、今回お話する地図XMLとは名称が違っていました。(中身は地図XMLだと思いますが記憶が定かではありません。)その後、平成25年頃だと思いますが「地籍フォーマット2000」(平成14年改正により)の形式になり、現在は地図XMLと言う名称となりました。』～以上、講義レジュメより

2 地図XML って？ (省略)

3 いままでのこと

不動産登記法第14条第4項の地図に準ずる図面(以下単に「公図」といいます。)の公開方法の経緯を話されました。従来公図は、トレーシングペーパーによって原図から直接トレースするか、コインコ

ピー導入後においてはコピーによる複写しかできませんでしたが、地図管理システムを経てデジタルデータ化が進み、現在においては便利に重ね図など手間がかからず作成できるようになりました。その一方で、折り目の地番や、公図上の貼紙の下に書かれた文字を例に挙げ、原図が簡単に見られなくなったことは残念であること、旧公図を見るのも土地家屋調査士の仕事としては大事と、原図の重要性についても説かれました。

4 G空間情報センター

地図データをダウンロードするには、新規ユーザー登録を行った後にG空間情報センターへのログインが必要となる等の概略の流れの説明がありました。(変換済データのダウンロードのみの場合は、登録しなくてもダウンロードできるようになっています。)

都道府県名のリンクからデータセットのページを開くと、ダウンロードフォルダーのリストが表示されます(新しいデータがほしいのが通常なので、最新年度のフォルダーを選択)。ZIP圧縮されており、XML形式のデータの場合は利用規約が表示され、当該規約に承諾するボタンをクリックするとダウンロードを開始します。ZIPファイルの中にExcelファイルがあり、この表で必要な所在地、所在地番を検索しますが、地番が一部日付表示になっている場合があります。メニュータブで「データ」をクリック、「CSVまたはテキストファイル」を選択するとこの問題が解消されます。また、一般公開されている登記所備付地図データの更新サイクルは年に1回程度の更新であることから、最新情報ではない旨の注意喚起がありました。

6 地図データを使ってみよう

講師が使用するアイサンテクノロジーのソフトを参考に、作業内容の流れの紹介がありました。ダウンロードした地図データで表示されるのはあくまでも「区画データ」であり、他のソフトでも共通する注意事項として、相似性の確認ができなかったり、最新地図データではないこと又は紙原図の伸縮などのいろいろな要因があるので、そのままでは各筆界点とは微妙にズレが生じるとのことでした。

5 アプリケーションについて

順番が逆になりましたが、6の流れに続き、K'z lab (日本土地家屋調査士会連合会技術セン



実演を交えながらの解説の様子

ターに過去携わっていた釧路土地家屋調査士会十勝支部の中村浩司会員のwebサイト)の無償ソフト『地図XMLコンバータConvertTool 統合版 Ver.2024.02.22』をダウンロードして、使い方を実演しながら解説していただきました。

7 おわりに…そして閉会へ

講師のわかりやすい解説に加え、実演も盛り込んだリアルな研修であったせいか、あっという間に閉会を迎えました。一方で、限られた短い時間の中、受講者の知りたいすべての情報を伝えることは講師にとって難しい面があったかと思えます。

公開地図データ利用に関する注意事項(精度は元のデータに依存すること、座標系の相違等の検討など)を踏まえ、旧公図を見るのも土地家屋調査士の仕事という講師の言葉が心に残りました。

この度の企画研修の最大の目的は、登記所備付地図データを取り扱う上での理解のきっかけをつくることにありましたが、当該地図は、アドレス・ベース・レジストリ*の参照元データとして指定されるなど、データ形式の統一及び一元化管理が進む中、新たな価値が生まれる一方で、その情報の背景や経緯、鮮度などの重要性が再認識されるものと解されます。常に現場と直結している我々土地家屋調査士は、専門家として品質保証的な役割(判断)をより一層求められるのかもしれない。

今後を考える何かしらのヒント、あるいは議論のたたき台の1つとしてお役に立ちましたら、幸いに存じます。

*アドレス・ベース・レジストリ…

住所・所在地のマスターデータ及びその運用システムのこと(出典：デジタル庁 <https://www.digital.go.jp/>)

続

続!!

愛しき我が会、我が地元

Vol. 123

宮崎会

『「一等三角点」を目指して』

宮崎県土地家屋調査士会 広報部長 小堀 正太郎

全国の皆さまは宮崎県についてどのようなイメージをお持ちでしょうか? 「一年中あったかい」「自然がいっぱい」「マンゴー」「プロ野球キャンプ」…「陸の孤島」「どげんかせんといかん」。宮崎県は魅力あふれた県です。

若い方のご存じではないかもしれませんが、1960～70年代には宮崎を旅行先とした「新婚旅行ブーム」がありました。県北エリアには、高千穂峡、高千穂神社、天岩戸神社など。県央エリアには青島神社があり、周囲には「鬼の洗濯板」と呼ばれる珍しい波状岩が広がります。青島から県南エリアにかけては、日南海岸と呼ばれるワシントンニアパームやフェニックスなど植物に彩られた南国ムードたっぷりのドライブが楽しめ、その先には洞窟の中に色鮮やかな本殿のある鶴戸神宮があります。県西エリアには霧島連山があり、最高峰の韓国岳、霊峰高千穂峰など山々が連なり、麓には第5代孝昭天皇が初代神武天皇ご生誕の地に創建されたのが始まりと伝えられる狭野神社があります。宮崎県内各地に古事記、日本書紀に記された神々にまつわる物語があり、「神話のふるさと」なのです。

宮崎県は食の宝庫でもあります。宮崎県は、牛、豚、鶏をはじめとした畜産王国です。特に宮崎牛は、和牛オリンピックとも称される「全国和牛能力共進会」において、4大会連続で内閣総理大臣賞を受賞しております。豚も数多くの宮崎ブランドポークがあり、また、鶏も地鶏のタタキ、炭火焼、チキン南蛮など絶品です。宮崎県東部は太平洋に面しており、海の幸も豊富です。毎年9月には伊勢海老漁が解禁となり、この時期には、伊勢海老をふんだんに使ったコース料理を提供して下さる店も多数あります。そして、これらの絶品料理と共に嗜まれる焼酎! 宮崎県の本格焼酎出荷量は、都道府県別で9年連続1位となっています。宮崎県の焼酎の特徴はバラエティ豊かであること。九州は焼酎どころであり、各県で多様な焼酎が作られています。例えば、鹿児島は芋、熊本は米、大分は麦が有名ですが、宮崎県は南北に長く各地で隣接する県に影響を受けたためか、芋・

米・麦・蕎麦など様々な原材料を使用した焼酎が作られています。その中でも特に有名なものは、全国にもご愛飲いただいている方の多い「霧島」。霧島と聞いて鹿児島を連想される方も多いと思いますが、宮崎県都市に本店を置く酒造メーカーにより生産されています。

この霧島の名称の由来ともなった霧島連山は、宮崎県の南西部、鹿児島県堺に跨るように聳え立ちます。この霧島連山の一角をなす韓国岳。実は我々土地家屋調査士にも縁のある山なのです。勘のいい方はお気づきかもしれませんが、韓国岳の頂上には一等三角点があります。山頂からの眺望に優れ、隣国韓国まで見渡せるほど高い山とも言われたことから名付けられたとの説もあります。

去る令和6年3月2日、宮崎会の有志11名が、一等三角点を目指し韓国登山を行いました。当日の天気予報は、気温は低いものの快晴! のはずでしたが、登山口入口にて衝撃の光景が広がります。なんと、韓国岳が真っ白。そうです。雪です。宮崎では珍し



雪景色の中、頂上を目指して



宮崎でも樹氷が!!



手前：新燃岳 奥：高千穂峰



GNSS観測



一等三角点(西霧島山)

い3月の雪に尻込みするかと思われましたが、精鋭ぞろいの参加者は臆することなく果敢に登山を開始し、無事、全員が登頂しました。山頂では一等三角点(西霧島山)にて、ネットワーク型RTK-GNSS法による観測を行いました。道中は、雪景色の中に樹氷を見ることができ、また山頂からは2011年に爆発的噴火が発生した新燃岳噴火口や高千穂峰が望

め、幻想的な景色が日常の業務を忘れる貴重な一時となりました。

さて、令和7年度の日調連ゴルフ大会はどこで開催されるかご存じでしょうか？そう、宮崎県で開催される予定です。宮崎には、ゴルフ好きには魅力溢れるトーナメントコースもあります。是非、ゴルフと合わせて宮崎の食と観光を堪能していただければ幸いです。



韓国岳頂上にて

長野会 『高くて遠いところの旅』

長野県土地家屋調査士会 副会長 塩川 豊

日本で一番高い所は当然富士山の山頂で3776.12 mであることは御存じのことと思いますが、海から一番遠い所(一番内陸)は？と問われると直ぐに答えられる方は少ないのではないのでしょうか。この答えが出たきっかけは、筑波大学の学生が国土地理院の質問コーナーにより計算され解決したもので、その資料は国土地理院の地図部技術報告第4号に掲載されております。(国土地理院技術資料E・3-No4)

皆さんの想像ではきっと、北海道の中心辺りが一番海から遠い地点ではないかと考えるのではないのでしょうか。その想像は概ね当たっておりますが、それより海から遠い地点が本州にありました。そこは B=36-10-36.2786L=138-34-49.8006 (世界測地系に変換)で一番近い海までは概ね114.855 km ± 20 mであり、北海道の中心からは108.2 km ± 500 mとの

ことです。別図を参照してください。この日本で一番海から遠い地点は、長野県の佐久市大字田口榎山1822 (国有林地内)にあり、「日本で海岸線から一番遠い地点」名で公共1級基準点として設置されています。(計画機関 佐久市 作業機関 (公社)長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会)

よくある県民あるあるでは、特に長野県民は県歌「信濃の国」と全員自宅の標高を知っているとされていますが、私もそれに漏れず、信濃の国は2番までは確実に歌えますし、自宅は特に山の上に居住している訳でもないですが、標高は661.855 mでありスカイツリーより高い所です。ちなみに以前の自宅は710 mほどありました。

長野県民は、海から遠いだけでなく日本で一番高い所に住んでいるものと自負しております。例を挙げ

れば、国鉄路線の最高地点1375 m、最高駅舎野辺山駅1345.67 m (小海線)、日本で一番高い所に所在する茅野市庁舎801 m 数え上げればきりがありません。

このように長野県は標高が高いだけでなく、海から遠い内陸県で、県民は基本的に海に憧れを持っており、(一種の都市伝説?) そんな事はないとおっしゃる方も居ると思いますが、これを裏付ける話として前述の鉄道路線の小海線との名称を始め、この路線内に海に因んだ地域が多くあります。長野県は内陸県ですから海には遠い所であり、それに加えて鉄道路線の駅で海から一番遠い駅は、小海線内の海瀬駅で最も近い海まで112.772 km ± 300 mです。2番目は上信電鉄の南蛇井駅(群馬県)で112.054 km ± 300 mです。3番目は小海線の羽黒下駅で111.888 kmです。ちなみに北海道で海から一番遠い駅は、上富良野駅84.334 kmです。

では、小海線に沿って天空に一番近い列車に乗って、海から一番遠い所までの列車の旅をご案内いたしましょう。路線の始まりは山梨県の小淵沢駅から出発し、終点は長野県の小諸駅までの78.9 kmです。

まず長野県に入って出迎えるのは標高1375 mのJR線最高地点で、その先少し進むと野辺山駅でJR線最高地点駅です。その左手には雄大な八ヶ岳の山容を満喫しつつ、数分後に相当注意しないと小さくて見落とすことになる、第Ⅷ系の

原点 B = 36-00-00L=138-30-00 (X = 0.000 Y = 0.000) 位置へ設置した1級公共基準点の四等三角点仕様の櫓(計画機関 南佐久郡南牧村 作業機関 (公社)長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会)を発見できるかもしれません。その後、線路は東へ向かってから大きく左へターンして高原野菜で有名な川上駅に至り、信濃川の源流である千曲川に沿って北上しながら、内陸地でも海ノ口と名乗る佐久海ノ口駅を経て、この路線名の由来になった小海駅に至ります。そして、待望の海から一番遠い駅海瀬駅に到着します。(こんな所に海に因んだ地名が登場



第Ⅷ系原点



海から一番遠い駅

するのか?)そして列車は千曲川の水を追いかけて龍岡城駅に到着します。この龍岡城は函館の五稜郭と同じく、五角形の形状をした幕末に築城された紛れもない日本に2か所しかない五稜郭です。そしてこの駅が日本で海岸線から一番遠い地点へのアプローチ駅であります。(本当は隣の臼田駅からの便が良いのですが)日本で海岸線から一番遠い地点へは、先ず車で30分程田口峠を目指し山道を東進後、雨川ダムを通過したら車を降り林道に入ります。(一般車通行止め)徒歩で30分歩き、その後倒木が道を塞ぐガレ場を30分上ると到着します。そこには、公共一級基準点の標石とそこから一番近い四ヶ所の海の写真と距離を明示した看板がありますが、そこは何の変哲もない山中です。

海岸線から一番遠い地点を離れ小海線に再び乗ると、左手に小惑星イトカワから帰還し日本中に歓喜の涙を誘ったはやぶサ1号機が、故障により宇宙で迷子になった時微かな電波信号を傍受し無事に地球への帰還を果たしたJAXAの臼田宇宙観測所の直径64 mの大型パラボラアンテナと、新たに設置された美笹深宇宙探査局の54 mのパラボラアンテナ(はやぶサ2号に利用)を見ることができます。その後線路は千曲川とは何度も交差しながら北進し、北陸新幹線と交差する佐久平駅に到着。右手には今なお活発に噴煙を上げる浅間山、左手にはトロイデ火山の優美な蓼科山、その間が駅名である佐久平の盆地であります。ここまでくれば旅もそろそろ終わりである小海線の終着駅小諸駅が近づいてきました。千曲川は今まで北上していましたが、小諸城の城郭にぶつかる様にして、六文銭の旗印で有名な真田幸村の居城があった上田市方面へ西進してゆきます。ここで「高くて遠いところの旅」の終着とします。もし機会がありましたら、この続きを皆様とともに歩みを進めてゆければと思います。

本年の1月1日に起きた能登半島地震でお亡くなりになった方々に衷心よりご冥福をお祈りいたします。

さらに、被災された方々にお見舞いを申し上げるとともに今後の復旧復興にご活躍頂きたくお願い申し上げます。



図-2 奥州最高地点と海岸線



図-3 北海道最高地点と海岸線

日本で海から一番遠い地点



土地家屋調査士新人研修修了者

令和5年度土地家屋調査士新人研修(大阪)の修了者は次のとおりです。

関東ブロック協議会(13名)

東京会(3名)

川北 利紀 前原 均 権田 望

神奈川会(2名)

大高知 聖 進藤 拓哉

埼玉会(2名)

山田 秀史 浅見 翼

静岡会(5名)

小池亜衣美 中野 立貴 坂井 悠人
小山 琢磨 森 亮介

長野会(1名)

宮坂 直也

近畿ブロック協議会(69名)

大阪会(28名)

矢野 貴弘 神崎 健介 池之上聖美
富田 芳信 峯近 真一 小林 浩士
上坊 慧心 佐野 亮吉 中川 諒
流谷 輝幸 上坂 直之 臼井 敬明
中川 敦志 山田 裕太 竹元 葵
上田 英之 富島 大河 松下 博史
大槻 真吾 齋藤 千起 九後 善徳
田原 翔 古林 正義 裏木 大介
寺本謙二郎 黒岩 康信 高橋 拓也

京都会(11名)

戸田 純椰 磯野 志行 高橋 昇
西 克敏 平井 亘 伊丹 翔吾
西原 徹 佐々木 豊 小山 直紀
鳥居 友希 衛藤 直久

兵庫会(15名)

丸山 雅史 奥村 昌平 伊藤 清

白井 敦 久下 俊行 藤本 一郎
小比 直人 上甲健太郎 西川 尚史
佐々木星輝 細川 世慈 細川 文恵
濱村 吉昭 黒越 慎司 山内 寛和

奈良会(6名)

小室 隆 高瀬 雅祥 小川 雅巳
渡部 佑 瀬村 祐也 川添 和俊

滋賀会(5名)

岩淵真希子 高田 裕也 町田 一平
河辺 大輔 田中 一

和歌山会(4名)

北薮 毅 中本 道雄 梶谷 行彦
鈴木 雅博

中部ブロック協議会(37名)

愛知会(20名)

長田 吉弘 名倉 宏 田中 宣匡
森 安史 中野 祥卓 水野 稔夫
中間 康輔 酒井 謙吾 佐久間 康
石川 佳孝 黒田 麻有 左右田 崇
戸田 謙心 佐橋里宇子 山田昌一郎
屋比久 愛 小野 早香 横山 拓耶
田中伸太郎 内倉 隆二

三重会(5名)

田島 浩二 伊藤 賢 中条 昭仁
畑中 潤 中村 優作

岐阜会(3名)

品川俊一郎 林 ゆかり 高橋 厚士

福井会(5名)

宮田 和彦 齊藤 裕史 角上拳一郎
鈴木 優太 古谷 隆明

富山会(4名)

堀 英樹 畑野 翔哉 京井 健二
谷上 裕一

中国ブロック協議会(23名)

広島会(5名)

池田 和哉
水本亜衣子

岩崎 俊則
川本康一郎

伊藤 晶彦

新地 博史
田所 朋子
鷺尾 一平

高橋 昌弘
大本 裕幸
是友 良介

森田 朋憲
安原 章裕

山口会(3名)

田村 武久

諏訪 吉徳

徳原 隆之

鳥取会(4名)

山口 城二
加納 友広

桃実 孝啓

中島 隆義

岡山会(11名)

有高 幹晴

森 智浩

松島 健

九州ブロック協議会(61名)

福岡会(23名)

田中 幹彦
緒方 晃司
廣渡 美奈
牛島 良太
柳田 完爾
齋藤 嵩之
村岡 健一
鈴木 智範

小幡 和由
楠 誠司
千草 條治
山本洗次朗
佐野 公紀
中村 亮
村山 和巳
脇山 拓也

井上 立之
中島 宏朗
山口奈美子
原 和秋
里 徳恭
山田 浩嗣
富原 幸二

熊本会(11名)

秋永 伸也
湯前亜沙子
古川 敬大
西本 怜史

山本 大
緒方 章太
福田 晃大
村上 哲一

佐藤 圭
須頭 慶亮
村上 幸

佐賀会(6名)

小川 瞳
岩永 大作

椎葉 裕史
林 史士

江島 敬将
根木 慶太

宮崎会(2名)

前田 朋勇

須崎 優

長崎会(4名)

豊永 完治
藤野 正

出口 康智

富永健之介

沖縄会(10名)

友利 鉄也
仲地 孝也
佐渡山安志
山城 ルネ

佐久田俊充
野底 大嗣
宮城 幹朋

津波 直樹
安慶名盛昇
瀬戸 新一

大分会(2名)

吉田 洋一

木内 一栄

東北ブロック協議会(6名)

宮城会(1名)

小野寺美葉

福島会(3名)

根本 恵太

赤城 裕美

安部 正俊

岩手会(1名)

阿部 直輝

青森会(1名)

大村 卓也

北海道ブロック協議会(2名)

札幌会(2名)

山下 充文

真山奈津希

四国ブロック協議会(18名)

香川会(8名)

亀田 学	藤井 靖子	原 拓也
井上 博樹	西山 昌和	高橋 憲幸
塩入慎太郎	入田 浩彰	

高知会(2名)

刈谷 隆徳	吉村 卓朗
-------	-------

愛媛会(8名)

大西 涼介	酒井 帝	星田 秀樹
田中 康伸	森 万実	森 信也
近藤 翔太	宮内 晋	

令和5年度土地家屋調査士新人研修について

連合会研修部

ここ数年はコロナ禍の影響を受け、順調に実施することが難しかった中央実施型の新人研修ですが、令和5年度は従来の全国一か所ではなく、東京と大阪の東西2会場を用意し、無事に開催することができました。簡単ですが研修内容のご紹介及び受講者の感想等を報告いたします。

「eラーニング」について

新人研修につきましては、昨年度から会場受講の前に「eラーニング」を活用した事前学習を義務付けました。科目は以下のとおりですが、合算して十時間を超える内容だけに視聴時間を捻出されるのに苦労された受講生の方も多くおられたようです。

「土地家屋調査士業務取扱要領」

「業務マニュアル(一筆地測量)」

「業務マニュアル(基準点測量)」

「会員の福利厚生

(国民年金基金、賠償責任保険のガイダンス)」

「会員心得・職務上請求書の取扱い」

「土地・建物の所有及び利用上の規制関連法
(戸籍・相続)」

「筆界確認の実務」

「土地・建物の所有及び利用上の規制関連法
(土地・建物)」

「筆界特定制度、ADR

(境界紛争解決における土地家屋調査士の関わり)」

「筆界と所有権界」

「オンライン登記申請」

以上、合計13時間35分

このように「eラーニング」については、大変長い時間を掛けて学習するプログラムになっています。残念なことに事前に目標とした期日までに視聴を完了できなかった受講生が散見されました。業務に従事していく上で、土地家屋調査士に限らず社会人としても「約束(期日)を守る」ということは、最低限のルールであると考えます。「eラーニング」視聴は新人研修の必修プログラムですから、計画的に視聴を行い、確実に視聴を終えていただけることを次年度以降はお願いしたいと思います。

集合研修について

集合形式の研修は、以下の2会場において日曜午後から月曜夕方に掛けて開催しました。研修内容については、東西両会場とも同じ内容で開催しました(一部講義の順番の入替えは行いました)。なお、各会場の参加者数は、東京会場が291名、大阪会場が233名となりました。

令和5年度土地家屋調査士新人研修(東京会場)

日程 令和5年10月22日(日)、23日(月)

会場 KFC Hall & Rooms (東京・両国)



東京会場(Hall)



東京会場(Annex)

令和5年度土地家屋調査士新人研修(大阪会場)

日程 令和6年2月18日(日)、19日(月)

会場 ホテルフクラシア大阪ベイ(大阪・コスモスクエア)



大阪会場

5 アンケート記入

6 修了証書授与

7 閉講式

総括・閉講の言葉

大阪会場では、懇親会中に岡田連合会会長との「即席名刺交換会」が開かれ、新人さんが列をなすという場面が見られました。振り返りますと、私などは登録当時そんな度胸もなく、とても列に並ぶことなどできなかったと思うのですが、今どきの新人さんはいい意味で物怖じされないので、少し羨ましく感じました。なお、持参した名刺が全然足りなかったという方が沢山おられました。今年度受講される方は是非多めに名刺をご準備くださいとアドバイスしておきます。

令和5年度土地家屋調査士新人研修 プログラム

[1日目]

- 1 開講式
開会(連絡事項等)
倫理綱領唱和、調査士の歌斉唱
開講の言葉、趣旨説明
会長挨拶
- 2 講義(映像)
調査士の職責と倫理
- 3 事務連絡説明
調査士カルテ Map の案内
グループ討論の説明等
- 4 グループ研修
グループ課題① 倫理について
- 5 地図作成事業に関する説明
- 6 事務連絡説明 懇親会の説明
・懇親会(研修会と同会場内)

[2日目]

- 1 講義(生講義)
報酬の考え方
- 2 グループ研修
グループ課題② 報酬額の計算について
- 3 講義(映像)
土地家屋調査士の懲戒制度と懲戒処分事例
- 4 グループ研修解説
グループ課題の解説・特別研修の案内

参加者の感想

下記は受講された方の感想の一部です。運営側としては少々耳の痛い、率直なご意見もいただきましたが、それらも含めて今後の参考とさせていただきます。

「私たち新人のために時間を割いて研修を開催していただいたことに感謝申し上げます。全国各地の方と交流を持つことができ、また地域ごとの慣習などを聞いたことは大変有意義な時間となりました。」

「グループ研修において、意見の違いがあっても『地域の違い』と全員が割り切れる環境があったので、全員が率直に自分の意見を言い合える場になったと感じました。」

「ほとんど経験がない私にとって、この研修は非常に有益なものとなりました。同じグループになっ



グループ研修

た方々もとても楽しい人たちで、充実した研修となりました。」

「土地家屋調査士としての経験の長短の差がある会員同士がグループ研修をすることで、刺激を受けました。」

まとめ

私は4年前の中央実施型新人研修のお手伝いをさせていただいた経験があるのですが、その時と比べて今回の参加者には明らかな変化を感じました。それは何かといいますと、SNSを使って各自が早くからつながっておられるということです。遠く離れ、所属会が異なっている、(バーチャルでは)すでに

顔見知りであるということです。その上で改めてリアルにご対面ということで、楽しそうに名刺交換をされている様子がそこかしこで見られました。おそらく土地家屋調査士試験の受験対策でも、SNSの活用が一般的になっているからなのでしょう。新人研修受講後の感想をSNSでつぶやいておられる方も多々あり、今更ながらではありますが、時代の変化を感じました。

今年度も中央実施型新人研修は、継続して東西2会場において開催する予定です(開催施設は変更予定)。より充実した新人研修となるよう、現在、連合会研修部として鋭意検討を重ねております。受講予定の皆様にお会いできる日を心待ちにしておりますので、是非ご期待ください。

eラーニングコンテンツ公開のお知らせ

公開したコンテンツ一覧

令和5年度制作

No.	コース	コンテンツ名	CPD ポイント	時間	講師
1	2. 業務関連研修	登記基準点測量	1.5	1時間44分	横矢博史
2	2. 業務関連研修	管理人制度の概要と実務	1	1時間3分	弁護士 荒井達也
3	2. 業務関連研修	事例から学ぶ財産管理人実務	1	1時間3分	弁護士 片岡武
4	2. 業務関連研修	個人情報保護法概説	1.5	1時間44分	弁護士 権田光洋
5	2. 業務関連研修	土地家屋調査士として知っておきたい知識 土地境界実務(前編)	1	1時間8分	横井靖司
6	2. 業務関連研修	土地家屋調査士として知っておきたい知識 土地境界実務(後編)	1.5	1時間18分	横井靖司

アクセス方法

- ・ 「日本土地家屋調査士会連合会ウェブサイト」→「会員の方へ」→「会員の広場」→「eラーニング」
- ・ 「会員の広場」へのアクセスには、ID・パスワードが必要です。ご不明の場合には、連合会事務局までご連絡ください。

CPDポイント

- ・ コンテンツを最後まで視聴することで、自動的にポイントが付与されます。
- ・ 視聴履歴が残るため、複数回に分けて視聴しても差し支えありません。
- ・ 同じコンテンツを何度視聴しても、ポイント付与は初回視聴分のみとなります。

連合会長

岡田潤一郎の水道橋通信



3月16日
～4月15日

水道橋の街の周りも、花の彩りから新緑萌ゆる季節に移ろっている。しかし、先日訪問した能登半島地震の被災地では、時間も空気もあの日から止まったままだ。3か月以上が経過しているにもかかわらず、町の至るところに倒壊したままの建物が残り、電柱は大きく傾き、多くの屋根はブルーシートで覆われている。輪島市の朝市通り周辺は、焼け落ちた町並みの景色が焦げた匂いとともにもまだ漂っている。地元の会員さんの話でも、復旧・復興のスピードが遅いとの声が多く聞こえてきた。あの景色と風の中に身を置いてみて、改めて自分の立ち位置と支援の在りようを考えてみる。

3月

18日 登記基準点有識者協議会

平成16年から連合会が取り組んできた登記基準点の数も積み重なってきており、347地区において約6,400点を数える。この日は、有識者である清水英範委員、川口保委員、小口哲男委員に参集いただき、多角的な視点からご意見をいただいた。

22日 第2回「令和6年度狭あい道路解消シンポジウム」に関する打合せ

令和5年度は兵庫県神戸市において開催した「狭あい道路解消シンポジウム」であるが、継続的に発信するための打合せ会を開催。令和6年度に関しては、10月に千葉県において開催する方向で調整が行われた。

23日 室谷眞一氏 天野直氏 黄綬褒章受章記念祝賀会

ともに兵庫会の会長を歴任された室谷先生と天野先生の黄綬褒章受章祝賀会に出席させていただき、祝辞を述べさせていただいた。会場は近畿一円から参集された多くの仲間の笑顔に包まれ、喜びも二倍、感激も二倍という空気に包まれていた。

27日 加藤新太郎顧問との打合せ

連合会の顧問をお願いさせていただいている加藤先生を北村副会長、高倉専務とともに訪問し、会務におけるアドバイス等、様々な意見交換をさせていただいた。

27日 第9回常任理事会(電子会議)

本年度末の常任理事会をWebにて開催し、令和5年度の総括と令和6年度に向けた方向性を確認するとともに喫緊の課題対応における整理を行った。

27日 第2回登録審査会

連合会の基幹事務の一つである土地家屋調査士の登録に関して、有識者の先生方に出席を仰いで審査会を開催した。

28日 一般財団法人日本地図センター第25回評議員会

日本地図センターの評議員として委員会に出席する。日本地図センターにおける事業展開は、私たちの組織にも応用させていただける部分が存在する。また、多くの評議員の先生方との意見交換の時間は、組織の財産として蓄えておくべき貴重な場である。

28日 出井直樹顧問との打合せ

日本弁護士連合会事務総長を務められた出井先生には連合会顧問をお願いさせていただいている。この日は、多角的な視点からの意見交換を中心に打合せをさせていただいた。

4月

1日 職員の辞令交付等

令和6年度のスタートに当たり、連合会事務局職員に訓示を行い、各自に辞令を交付。自分自身の気持ちも新たに連合会会務に対処するため、香川保一先生にいただいた「日新日々新」の言葉を噛み締める。

2日 制度対策に係る打合せ

今後の土地家屋調査士制度の発展のための施策等につき、担当役員とともに議論。

10日 新旧所有者不明土地等対策推進室長の挨拶の対応

4月は異動の時期でもある。法務省民事局における新旧の「所有者不明土地等対策推進室長」が挨拶にお

越しになり、会長室にて対応させていただいた。

10日 日本司法書士会連合会との打合せ

日司連の役員の方々とは、折に触れて情報交換・意

見交換をさせてもらっている。この日も共に資格者として、国民の皆さんの付託と期待に応えるため、熱い議論を展開させていただいた。

3月

18日

○登記基準点有識者協議会

<協議事項>

- 1 登記基準点の認定状況について
- 2 登記基準点測量に関する研修について
- 3 認定登記基準点についての意見交換

19日

○第8回業務部会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士業務取扱要領について
- 2 筆界特定制度に関する事項について
- 3 登記測量に関する事項について
- 4 令和7年度土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査について
- 5 調査士カルテMap及び不動産ID確認システムについて
- 6 登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システムについて
- 7 令和6年度事業計画(案)及び予算(案)について
- 8 法務局及び地方法務局備付けの事務取扱要領等の公開について

○第9回総務部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 第2回日調連関係規則等整備PT会議における協議結果の対応について
- 2 商標利用に関する対応について
- 3 土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人登録支援システム(仮)の構築について
- 4 第1回全国ブロック協議会長会同の運営等について
- 5 令和6年度総務部事業計画(案)及び予算(案)について
- 6 第81回定時総会の運営等について

21日

○第9回広報部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 動画制作について
- 2 会報の編集及び発行について
- 3 令和6年度広報部の具体的な事業計画(案)について

○第6回会報「土地家屋調査士」編集会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士会の実施する事業等について

2 「事務所運営に必要な知識」について

3 4・5月号の編集状況について

4 6月号以降の掲載記事について

○第5回特別研修運営委員会

<協議事項>

- 1 集合研修・総合講義の講師派遣の依頼について
- 2 基礎研修映像教材について
- 3 第19回土地家屋調査士特別研修について
- 4 第20回土地家屋調査士特別研修について

○研究所 第1回研究テーマ「25条2項」会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 令和6年度の研究の進め方及び中間報告の取りまとめ等について

○研究所 第1回研究テーマ「先端技術」会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 令和6年度の研究の進め方及び中間報告の取りまとめ等について

○研究所 第1回研究テーマ「狭あい道路」会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 令和6年度の研究の進め方及び中間報告の取りまとめ等について

25日

○第5回登記基準点評価委員会

<協議事項>

- 1 登記基準点測量に関する研修会について

26、27日

○第7回財務部会

<協議事項>

- 1 第39回写真コンクールについて
- 2 各種保険への加入の促進及び共済会事業の運営について
- 3 国民年金基金への加入の促進について
- 4 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保について
- 5 令和6年度予算(案)について
- 6 特定資産の在り方について
- 7 日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正(案)について
- 8 桐栄サービスとの取引について

27日

○第9回常任理事会(電子会議)

<協議事項>

- 1 会館特別会計の廃止及び一般会計の会館拡充準備金の取崩しについて
- 2 法務局地図作成事業の次期地図整備計画の策定に向けた基本方針に関する説明会の開催について
- 3 令和6年度の事業方針大綱(案)、事業計画(案)及び予算(案)について

○第2回登録審査会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士法第16条第1項第1号及び第2号該当者の登録の取消しについて

○研究所第2回研究テーマ「表示登記制度」及び「土地家屋調査士制度」合同会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 令和6年度の研究の進め方及び中間報告の取りまとめ等について

29日

○第4回オンライン登記推進室会議

<協議事項>

- 1 登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システムに関する要望事項について
- 2 調査士報告方式における専用様式(モデル)について
- 3 オンライン登記申請に係るQ & Aについて

○第5回義務研修運営委員会(電子会議)

<協議事項>

- 1 令和6年度土地家屋調査士新人研修におけるカリキュラムについて
- 2 土地家屋調査士新人研修の体系化について
- 3 年次研修について

4月

11、12日

○第6回財務部会

<協議事項>

- 1 令和5年度一般会計及び特別会計の収入支出決算報告について
- 2 令和6年度一般会計及び特別会計の収入支出予算(案)について
- 3 各種保険への加入の促進及び共済会事業の運営について
- 4 会館特別会計の廃止及び一般会計の会館拡充準備金の取崩しについて
- 5 土地家屋調査士向けの商品を販売している会社からの照会について

15日

○第1回特別研修運営委員会

<協議事項>

- 1 第19回土地家屋調査士特別研修への対応について
- 2 法務大臣への指定申請書について
- 3 考査事務の立会いについて
- 4 集合研修総合講義の講師との契約について
- 5 第20回土地家屋調査士特別研修について

発信文書の詳細につきましては、所属の土地家屋調査士会へお問合せください。

月日	標 題
3月18日	「土地家屋調査士会ADRセンター運営報告書(令和4年度集約版)」の送付について
3月21日	法務局地図作成事業の次期地図整備計画の策定に向けた基本方針に関する説明会(電子会議)の開催について(通知)
3月21日	会員数の報告方等について(議事録・議案書の提出願ひ)
3月22日	登記基準点測量作業規程運用基準別表の一部改定における訂正について(お詫び)
3月22日	第74回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～に対する協力について(連絡)
3月25日	土地家屋調査士法第3条第2項第2号の規定に基づく認定について(通知)
3月25日	土地家屋調査士法第3条第2項第2号の規定に基づく認定の登録に係るCPDポイントについて(通知)
3月26日	土地家屋調査士賠償責任保険における事務費の送金について(通知)
3月26日	日本土地家屋調査士会連合会令和5年度第7回理事会議事録
3月26日	土地家屋調査士調査情報安全管理システム「調査士カルテMap」の利用促進に向けたチラシの送付について(お知らせ)
3月26日	罹災証明書発行関連業務に関するアンケート結果について(参考送付)
3月27日	eラーニングコンテンツの公開について(連絡)
3月29日	法務局地図作成事業の次期地図整備計画の策定に向けた基本方針について(お知らせ)
3月29日	民法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて(相続人申告登記関係)(参考送付)
3月29日	不動産登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う法定相続情報証明制度に関する事務の取扱いについて(参考送付)
3月29日	講師団名簿の送付について
4月1日	令和6年度における国民年金基金の制度広報に係る協力依頼について(お願い)
4月2日	全国一斉不動産表示登記無料相談会の開催について(お願い)
4月3日	登記・供託オンライン申請システムのかんたん登記申請における手続追加について(お知らせ)
4月3日	筆界特定制度における関係人の所在探索等に関する取扱いについて(参考送付)
4月4日	相続人申告登記に係る法務省民事局長通達について(参考送付)
4月4日	不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について(参考送付)
4月4日	民法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて(登記事項証明書等における代替措置関係)(参考送付)
4月4日	経済構造実態調査の事前周知について(依頼)
4月4日	経済センサスー基礎調査の事前周知について(依頼)
4月5日	第19回土地家屋調査士特別研修の実施について(通知)
4月5日	豊田俊郎参議院議員による国会質問について(お知らせ)
4月5日	令和6年能登半島地震に伴う新潟市における筆界の考え方について(参考送付)
4月5日	消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)に関する周知について(依頼)
4月9日	調査士報告方式における専用様式(モデル)の提供について(お知らせ)
4月15日	寶金敏明先生を偲ぶ会のご案内

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者

令和6年3月1日付

東京 8340 荻原 怜史
埼玉 2800 田村 和也
大阪 3455 杉原 聡
愛知 3125 尾関 聖也
岡山 1431 山本 直文
福岡 2432 福島 卓
鹿児島 1129 樋園 勝士
宮崎 830 堀 純平
沖縄 537 岡 梓

令和6年3月11日付

東京 8341 松田 由起
埼玉 2801 原口 幹朗
長野 2631 小林 将司
愛知 3126 佐藤 雄太
愛知 3127 河村 孝司
愛知 3128 中野 宏紀
愛知 3129 宮地 佳幸
富山 555 橋本 彰宏
富山 556 越場 昭晶
福岡 2433 山本 大輔
福岡 2434 園田 彬人
福岡 2435 古木康太郎
熊本 1249 櫻井 天祐
熊本 1250 山本 拓馬
旭川 310 小松美貴子
香川 745 近藤 悠希

令和6年3月21日付

東京 8342 佐口美穂子
東京 8343 井出 博之
東京 8344 池田ことみ
神奈川 3225 本田 陽佐
埼玉 2802 森本健太郎
栃木 962 渡邊 大稀
長野 2632 上原 巧也
大阪 3456 井上雄一郎
大阪 3457 竹内 健一

大阪 3458 山田 尚明
大阪 3459 堀川 貴史
奈良 468 出川あかね
福岡 2436 有富 秀政
福岡 2437 中園有希恵
福岡 2438 江崎 康太
佐賀 568 米満 浩文
宮崎 831 松木 正悟
秋田 1046 太田 剛史
秋田 1047 相田新一郎

登録取消し者

令和5年12月1日付

札幌 1000 林 裕昭

令和6年1月15日付

埼玉 1668 豊田 繁

令和6年1月16日付

秋田 873 木村 善一

令和6年1月17日付

山梨 238 武藤藤次郎

令和6年2月1日付

千葉 1888 高橋 宏明

令和6年2月7日付

群馬 573 高柳 和男

令和6年2月9日付

大阪 2641 濱本 真人

令和6年3月1日付

埼玉 1652 丸谷 紀郎
埼玉 1910 馬場 有三
愛知 2351 川部 幹俊
広島 1158 西川 郁夫
長崎 669 前川佐久美
鹿児島 911 里之園順一郎
札幌 872 沼澤 秀幸

高知 438 寺岡 享彦

令和6年3月11日付

茨城 2 久米 正良
茨城 1491 佐藤俊一郎
京都 557 田 聡
富山 539 林 秀穂
広島 1174 内木 重治
広島 1473 畝迫寿美枝
広島 1595 佐々木茂生
福岡 1223 児嶋輝海生
長崎 791 木場 盛雄
熊本 1104 三瀬 明
鹿児島 736 川野 健一
宮崎 479 田嶋 信雄
沖縄 492 東江 重男
福島 1332 渡邊 敏明
岩手 1166 佐藤 敏明
香川 560 柴田 文男

令和6年3月21日付

東京 6327 上野 慎治
群馬 627 矢口 正郎
大阪 2861 駕田 幸一
兵庫 1941 八尾野孝之
三重 674 中島 健志
札幌 808 高橋 敏明

ADR認定土地家屋調査士登録者

令和6年3月1日付

札幌 1180 水野 哲也

令和6年3月11日付

長野 2612 市瀬 昌伸

令和6年3月21日付

埼玉 2791 細川 尚之

セコムパスポート for G-ID

土地家屋調査士電子証明書の発行について

2014年(平成26年)10月30日からセコムトラストシステムズ株式会社が運営するセコム認証サービスにおいて、土地家屋調査士電子証明書(以下「電子証明書」という。)の発行を開始しておりますが、同認証サービスから発行している電子証明書の有効期間は、発行日から5年となっております。2024年(令和6年)8月末から順次有効期間満了を迎えることとなります。

つきましては、次の要領で電子証明書を発行する予定となっておりますのでお知らせします。また、電子証明書の発行や失効の手続は、「電子署名及び認証業務に関する法律」や同法律に基づく規則等によって手続を行う必要があることから、事務的な対応となり、会員各位にお手数をお掛けすることもありますので、この旨ご理解ご協力をお願いいたします。

なお、土地家屋調査士法人は、登記所が発行する商業登記電子証明書を使用することになりますので、詳しくは主たる事務所を管轄する登記所にお問い合わせください。

(<https://www.moj.go.jp/ONLINE/CERTIFICATION/GLANCE/glance.html>)

1 有効な電子証明書をお持ちの方

電子証明書は2024年8月末から順次有効期間満了を迎えることとなります。有効な電子証明書をお持ちの方は、次の要領で新しい電子証明書を発行することとしております。

現在保有している有効な電子証明書の有効期間を延長するものではありません。

(1) 有効期間満了の通知及び新たな電子証明書利用申込書類の送付

電子証明書の有効期間満了の約3か月前をめどに有効期間満了の通知及び新たな電子証明書利用申込書類を土地家屋調査士名簿に登録されている事務所所在地又は住所に簡易書留で送付します。

内容を確認いただき、電子証明書発行負担金の振込及び必要書類等を準備の上、日本土地家屋調査士会連合会(以下「連合会」という。)へ返送願います。連合会ウェブサイトの利用申込書配布希望の申請

は行わないでください。

(2) 利用申込書類の審査

連合会に返送された電子証明書利用申込書類について審査を行います。

電子証明書利用申込書類に不備があった場合は、連合会又は所属会から当該会員に連絡をします。

審査に合格した会員につきましては、審査の状況の連絡はいたしません。

(3) 発行時期

電子証明書有効期間満了の約1か月前をめどに、2024年8月から発行手続を行います。2024年7月から2024年12月は、発行事務の集中が予想されることから、有効期間満了直前にお申込みいただきますと、有効期間満了までに新しい電子証明書の発行ができない場合もあります。電子証明書利用申込書類が届きましたら、お早めにお申込みいただきますようご協力をお願いいたします。

電子証明書の発行日を指定することはできません。

(4) 発行負担金

12,100円(税込)

(5) その他

① 新しい電子証明書が発行されても、それまで使用していた電子証明書は有効期間満了まで使用することができます。

② 新しく発行する電子証明書は、現在使用している電子証明書と同じファイル名(PINコードは異なります。)となりますので、取扱いにはご注意ください。

③ 有効期間満了の電子証明書のファイルを削除する場合は、誤って新しい電子証明書のファイルを削除しないようご注意ください。

④ 電子証明書及びPINコードは、再発行することができません。取扱いには十分ご注意ください。

2 電子証明書をお持ちでない方

2024年7月から同年12月にかけて、発行までに通常よりも大幅に時間が掛かる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

(1) 電子証明書利用申込書類の送付

連合会ウェブサイト (<https://www.chosashi.or.jp/members/repository/>) の会員の広場内のオンライン申請関係(セコムパスポート for-G-ID) 利用申込書送付からお申込みいただきますと、電子証明書利用申込書類を簡易書留で送付します。お申込みをしてから到着までは、5～7日程度が目安となります。

内容を確認いただき、電子証明書発行負担金の振込及び必要書類等を準備の上、連合会へ返送願います。

(2) 利用申込書類の審査

連合会に返送された電子証明書利用申込書類について審査を行います。

電子証明書利用申込書類に不備があった場合は、連合会又は所属会から当該会員に連絡をします。**審査に合格した会員につきましては、審査の状況の連絡はいたしません。**

(3) 発行時期

不備のない書類の場合、連合会に到着してから発行までは、通常は1～2週間程度が目安となりますが、上述のとおり2024年7月から同年12月にかけては通常よりも大幅に時間が掛かる場合があります。

電子証明書の発行日を指定することはできません。

(4) 発行負担金

12,100円(税込)

3 留意事項

(1) 住所・氏名等に変更があった方

土地家屋調査士名簿と住民票の写しに記載され

ている住所が異なる場合は、電子証明書を発行することができません。異なる場合は、所属する土地家屋調査士会に土地家屋調査士法第14条に基づく土地家屋調査士登録事項変更の手続きをお願いします。

(2) 本人限定郵便について

電子証明書が発行されると、電子証明書をダウンロードするのに必要な情報が住民票の写しに記載されている住所に本人限定受取郵便(基本型)で送付されます。

住民票の写しに記載されている住所で郵便局から本人限定受取郵便の到着通知書が配達されない場合や、郵便局の指示に従わなかったり、本人限定郵便を受け取る際に提示した身分証明書の住所が本人限定郵便の宛先と異なることで、郵便局から受渡しを拒否されたなどの場合は、連合会では対応しかねますので、ご了承ください。

なお、本人限定郵便に同封されているPINコードは5年間使用するものですので、なくさないよう大切に保管してください。

(3) ダウンロードした電子証明書及びPINコードの紛失について

電子証明書やPINコードは再発行することができませんので、ダウンロードした電子証明書や自宅に送付されるPINコードを紛失された場合、電子証明書の失効手続後、新たに発行する手続が必要となります(発行負担金が改めて掛かります)。電子証明書やPINコードの取扱いには十分ご注意ください。



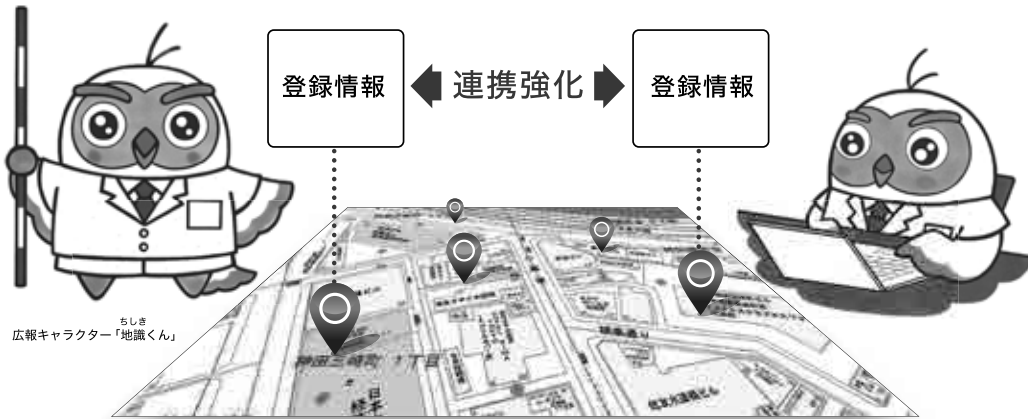
日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム **調査士カルテ Map**

住宅地図・ブルーマップ
全国閲覧可能!
※ブルーマップはゼンリン保有地区に限る

著作権許諾証つき
地図印刷!

地図上で事件簿
管理ができます!

SIMA図示や
多彩な地図検索!



「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現
 このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に!

地図機能について 「調査士カルテMap」では、以下地図機能がご利用できます。



業務に必要な地図が
これ一つで

住宅地図 ブルーマップ 用途地域

PC やタブレットでいつでも確認でき、
 資料集め・事前調査で活用できます。



地図上で
事件簿管理が可能

- 調査情報・関連書類を地図上に登録し、事件簿の一元管理ができます。
- 登録情報は CSV 出力もでき、年計表作成にも役立ちます。

新機能追加について

- 共有ページの検索可能縮尺が拡大し、視認性が向上しました。
- 地図画面での現在地移動が可能となり、現地調査での利用がしやすくなりました。
- 印刷範囲が赤枠で表示され、印刷がしやすくなりました。他にも便利な機能を同時追加!

全国閲覧可 月額 **3,960円** (税込) お申し込み月の月末まで**無料期間**をご用意しております < 無料で利用できる期間をご活用ください!

詳細・お申し込みは、日本土地家屋調査士会連合会 Web サイトをご確認ください

日本土地家屋調査士会連合会



← 連合会 HP 右下の
 こちらのボタンをクリック



【お問合せ】
 日本土地家屋調査士会連合会
 「調査士カルテ Map」問合せ窓口
 (E-mail) kartemap@chosashi.or.jp



「子供の日」

深谷 健吾

地団駄を踏む子に勝てず子供の日
パンを焼く香り漂ひ夏さざす
笹の香の指にのこりて笹粽
境内を狭しと駆けて祭馬

当季雑詠

深谷 健吾 選

茨城 島田 操

生きてゆく気概の如く山芽吹く
窓開けてより揺れ出しぬ吊るし
新しき靴の軽さや風光る
雨だれや読書に暮れる春炬燵

茨城 中原ひそむ

水中花誰にも気がねなき余生
杖つきて卒寿半ばの花見人
蛇穴を出づやコロナはまだ去らず
ぼつくりと逝けば幸せ鳳仙花

岐阜 堀越 貞有

母の忌はいつも晴天聖五月
豆ごはん食べては思ふ母のこと
花冷の細き坂道奥の院
一本の幹より千畳藤の棚

兵庫 小林 昌三

「桜咲く」を待ちて生徒は塾通ひ
雛段の前に広がる庭の景

山口 久保真珠美

オカリナの音を一つに春の宴
湖からの風を受けゐて春眠し

今月の作品から

深谷 健吾

生きてゆく気概の如く山芽吹く

島田 操

「芽吹く」とは、春の季語「木の芽」の傍題。
野山・街路・庭園の木々が一斉に芽吹き始
めると、春を満身に感じる。木の芽立ちに
は木の種類・寒地暖地の違いによる遅延が
あって、早いのは二月、遅いのは四月末に
芽吹く。萌黄・浅緑・緑・濃緑等、濃淡さ
まざまに萌えでる木々の芽の美しさは花を
凌ぐ。「気概」とは、困難にも屈しない強い
意気のこと。提句は、「山芽吹く」情景を「生
きてゆく気概の如く」と擬人化法を用いて
詠んだ見事な一句である。

中原ひそむ

蛇穴を出づやコロナはまだ去らず

「蛇穴を出づ」は、春の季語。冬眠してい
た蛇が暖かくなり穴から這い出してくるこ
と。三月六日前後の実際には本格的に活動
をしていない啓蟄のころと言われるが、人
目につきやすい青大将は九州でも早い時で
三月初旬から四月初旬が初見である。提句
は、季語の「蛇穴を出づ」と「コロナ」との明
暗のある取り合わせが妙。即ち意外性があ
り、俳諧味のある佳句である。

堀越 貞有

母の忌はいつも晴天聖五月

「聖五月」とは、夏の季語「五月」の傍題。
月の初めに立夏がある。カトリックでは、五
月は聖母マリアを讃える月となっている。み

ずみずしい若葉に包まれた生命感にあふれ
る麗しい月である。薔薇や牡丹が開き、薫
風が渡る。母の忌は晴天ばかりとは、忌月
が聖母月故か。因果応報の善い行いをすれ
ば善い報いが。提句は、「母の忌」と季語の「聖
五月」の明暗の対比と「晴天」と「聖五月」の「せ
い」のリフレインの佳く効いた佳句である。

小林 昌三

「桜咲く」を待ちて生徒は塾通ひ

「桜」は、春の季語。桜は日本の国花。自生
種・園芸種を含めて数百種。現在全国に広
まっている染井吉野は明治の初期に東京の染
井村(豊島区)で作られた品種である。今では、
受験の合格発表はスマホやメールで即時であ
るが、その昔、合格の「サクラサク」は電報で
あった。提句は、「桜咲く」の慣用句を季語
として使い、希望校合格の為に塾通いして頑
張っている生徒の姿を活写した佳句である。

久保真珠美

湖からの風を受けゐて春眠し

「春眠し」は、春の季語「春眠」の傍題。春、
熟睡できるのは、体の調子が良いからであ
る。孟浩然の詩に「春眠暁を覚えず、处处
啼鳥を聞く」とあるように、春の眠りは誰
にも快い。夜の眠りにかぎらず、昼寝・宵
寝なども春眠という。提句は、のどかな湖
を渡つて来る快い春の風を受ければうとう
ととしたくなるのは誰しもであろう。その
「春風駘蕩」のさまを満喫している光景を詠
み込んだ佳句である。

国民年金基金

基金だより

～ご家族の加入等について～

全国国民年金基金 土地家屋調査士支部

■ご家族の加入

国民年金基金制度(以下「基金」といいます)は、主に、個人事務所の国民年金加入者(第1号被保険者)の方にご案内していますが、不確実な、そして、長期化する将来に向けて、経済的な生活基盤をより確かなものとしていくためには、ご本人のみならず、ご家族を含めた対応が求められます。

基金は、国民年金加入の第1号被保険者であるご家族も加入することができますので、長期的な視点からご家族の加入についても検討いただきたいと思えます。もちろん、年金の型や口数は、ニーズに合わせて選ぶことができ、加入後も掛金の増額、減額、一時停止なども可能です。さらに、基金の掛金額は、将来の年金給付額が同じなら、加入時の年齢が若いほど低く設定されていますので、できるだけ、早くご加入された方が有利な仕組みとなっています。

例えば、図に見るように、基金の終身年金(A型)に1口のみ加入した場合、65歳から年金が月当たり2万円、終身給付されますが、男性の場合では、25歳加入の場合と35歳加入の場合とでは、60歳までの掛金総額に30万6000円もの差があることがわかります。

また、基金の掛金は、全額が社会保険料控除の対象として認められています。社会保険料控除の場合、生計を同じくするご家族分の掛金を負担した場合、負担した方の所得から控除することができますので、ご家族の中で所得の多い方が負担した場合、

図 終身年金A型1口加入のケース
(65歳から年金月額2万円終身支給)

60歳までの掛金総額		
	25歳0月加入	35歳0月加入
男性	361万2000円	391万8000円
	30万6000円の差	
女性	418万3200円	453万6000円
	35万2800円の差	

税優遇の効果は大きくなります。

例えば、課税所得金額700万円の方が、掛金月額3万円(年額36万円)でお一人で加入の場合、基金掛金は全額社会保険料控除となりますので、36万円×33%(所得税・住民税の合算税率)=11.9万円が節税額となりますが、ご家族(課税所得0円)が同じく掛金月額3万円でご一緒にご加入の場合、さらに、11.9万円が節税となります。

この機会に、未加入のご家族の加入について、ご検討をお願いいたします。

■掛金1年前納の方の引落日

令和6年度分の基金掛金を国民年金保険料と合算せずに1年度分前納とされている方の引落日は、6月3日(月)となっていますので、ご注意ください。

■キャンペーン情報

加入者の方が、ご家族や知人等をご紹介・ご加入いただいた場合、クオカード2,000円を進呈するキャンペーンを実施していますので、どうぞご利用ください。

国民年金基金のご案内

— 不確実な将来に、今、備える —

税制面のメリット

- 掛金の全額が社会保険料控除の対象
- 受け取る年金は公的年金等控除が適用
- 遺族一時金は全額非課税

ホームページ上でもシミュレーション
加入申出のお手続きができます。



<https://www.zenkoku-kikin.or.jp/>

国民年金(老齢基礎年金)に上乘せる
終身を基本とする「公的な年金制度」です。

加入資格

- 20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者の方
- 60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方



全国国民年金基金 土地家屋調査士支部

0120-137-533

神奈川県

「GNSS推進特別委員会が スタート！」

記事 横浜東支部 大貫 修
編集 GNSS推進特別委員会



『神調報』第439号

GNSS推進特別委員会は、神奈川県土地家屋調査士会の新たな委員会として令和5年6月より、活動を開始致しました。

GNSS測量については、9月5日の研修でご存じの方が殆どだとは思いますが、念のために説明させていただきます。英語のGlobal Navigation Satellite Systemsの略語で、和訳は「全地球衛星測位システム」になり、人工衛星からの信号を用いて位置を決定する衛星測位システムを利用した測量のことを指しています。



衛星からの電波信号を専用アンテナと受信機で受信することによって高精度な経度緯度や座標を求めることのできる仕組みです。カーナビなどでよくGPS信号の受信等のワードを以前から耳にされていると思いますが、GPSとは複数の方式がある衛星システムのうちアメリカが運用しているものになります。

測量法の公共測量作業規程の準則においては、GPSだけでなく、日本のみちびき(準天頂衛星システム)およびロシアのGLONASSの衛星信号を採用することによって、位置特定の精度を上げるようになっていきます。

昨今、新たな機器メーカーの参入により、このGNSS測量機器が安価で入手できるようになり、全国でも自前の電子基準点を有志で設置しておられる方も多くなりました。(善意の基準局掲示板 <https://rtk.silentsystem.jp/>)

また国土地理院ではこのような基準局の性能を評価し、級別に登録する制度を制定しました。

GNSS推進特別委員会は4名のメンバーで県内に電子基準点を設置し、国土地理院民間等電子基準点の登録を行って、たくさんの調査士がより身近にGNSS測量を行っていただき不動産登記規則第77条第1項第8号の復元性のある世界測地系の地積測量図を備えていくことが一つの目的です。

手始めとして、調査士会館の屋上にその基準局の設置を行い開局へ向け準備しております。その後は法務局の屋上にも同じものを設置できたら登記行政の発展にも繋がるのではないかと考えております。

会員の中には既に、個人的に先駆けてそのような基準点を設けて配信等をしておられる個人や法人の方もおられますが、民間等電子基準点が調査士会館の屋上などに設置される事により調査士のGNSS測量への関心度がさらに高まる事を期待しております。

まずはGNSS測量に関心を持って皆さんに手に取って使って欲しいというのが希望です。今後は前述の基準点を使用して、基本三角点等に基づく測量成果(世界測地系)による座標値記載の地積測量

図等が作成しやすい環境整備をより一層推進していくことが委員会の展望の一つです。

会員の中には誤差のばらつきがあり実務で使用するのには厳しいのではないかとお考えの方もいらっしゃると思いますが、細かい話をしますと現在は2つの周波数帯信号を受信する2周波のGNSS測量機器が主流となっており、一昔前の1周波のGNSS測量機器よりも遠距離測量が可能で格段に精度が上がっています。また、最近では3周波観測対応の機器も増えてきていますが、3周波測位を行うことで、従来と同じ精度をより短い観測時間で達成することも期待されています(スタティックの観測時間が120分から90分に短縮できる)。このような技術革新は今後も続いていくことが予想されます。

また、公共測量作業規程からは除外されていますが、上空を多く周遊している中国のBeiDou等の衛星信号も受信することによって、観測精度を上げることもできます。

現在は無料で中継サーバーを利用できる環境があり、企業のHPでGNSS測量の解説を見つけることもできるので、比較的手軽

にGNSS (RTK) 測量の学習が可能です。何より、今までは市販されている高価なGNSS測量機器を実際に試すことは、個人事業主が多いこの業界ではハードルが高いものでしたが、安価な機器の登場でそれが身近なものになりました。

GNSS測量機器はトータルステーション(TS)と比べると軽量であり、現況測量や草むら等の水平方向の見通しが悪い場所での杭探しなど、活用できる機会は多くあります。

例をあげると、広大な太陽光パネル設置開発において樹木の伐採や山の切り盛りで、地下の水みちが変わります。そのことにより地滑り等の地殻変動の恐れが発生することから長期にわたる定期点検をGNSS測量で行ったりしました。長期にわたると草木も生い茂り観測点がわからなくなります。しかしGNSS測量機器の杭打ちナビゲーション機能を使うと直ぐに観測点周辺に到達できます。また同じような使用例で地籍調査(座標地区)が過去に行われた場所で現況は荒廃地であっても、座標があるためGNSS測量機器一つで容易に筆界点を探す事ができました。作業はすべて一人で行うこ

とができます。TSではワンマン測量として自動追尾機能がありますが、TSを基準点に設置しておかなければならないリスクが生じます。GNSS測量のRTK法は民間等電子基準点が設置されていればその必要はありません。この点においてもGNSS測量はメリットがあると思います。

また我々は筆界の専門家であると同時に不動産の現況を把握するプロでもあります。現況把握として多く作成されるものに現況平面図がありますが、設計者等が高低差を把握しやすいように高さを表記します。GNSS測量での作業はボタンをワンタッチすれば座標計算登録がされます。それをSIMAなどのテキストデータでCADに送ってあげれば完了できます。

今までのTSを用いた測量が簡単に無くなることはないと思いますが、GNSSのシステムはよりグローバルな測量を可能にしてくれることは間違いありません。これからはTSとGNSSを上手に併用してICT、リモートセンシング、デジタルツイン、PLATEAU(プラトー)にも対応できる土地家屋調査士が求められる時代になると考えております。

編集後記

そろそろ各土地家屋調査士会の定時総会の季節がやってきました。総会におきましては慎重審議を重ね、今年度の各事業等の計画や予算が決議されることと思います。総会後の懇親会もきっと予定されていることでしょうか。とある会の会長が「懇親会で親睦を深めることが何よりも重要」と、土地家屋調査士業務の特殊性、公共性(隣接する土地の測量データをやり取りすることは国民にとって何よりも重要)をアピールされていました。本当にそのとおりですね。仲間を大切に、親睦が何よりも重要、本当に(いい意味で)不思議な国家資格です。

そんな仲間が黙っていても増えていく時代は無くなりました。世の中にはありとあらゆる魅力ある仕事を紹介され、YouTubeやSNSでも多くの職業(会社)が独自チャンネルを開設しています。連合会でも前期から積極的に取り組み、YouTubeでは現在73本のコンテンツをアップロード、SNSでは定期的に情報を更新しています。

もちろん会報誌(ペーパー)でも魅力ある土地家屋調査士を紹介していきたいということで、今月号では受験専門校にご協力いただき、令和5年度の土地家屋調査士試験を振り返るコーナーを組みました。どうやら昨年度の試験は例年と違って書式の回答が複数あるとか。なんとも高等な試験になっているではありませんか。「私が受けたときは…」という感想だけでは新たに受験を考えている若者には響きません。資格を勧める私たち自身が、その試験内容(傾向)を知っておくことが大切だと考えています。更にその難関試験を突破した合格者の体験記も合わせて掲載しております。原稿を読みながら、試験時間があつという間に過ぎてしまい、時計の秒針が進むスピードと加速する心拍数に怯えた記憶が蘇ってきました。みなさんもぜひもう一度あの緊張感を思い出してみてください。

広報部次長 中山 敬一(兵庫会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 岡田 潤一郎

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059
URL：https://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社